

令和 7 年度

「離島における建造物群を対象とした

建築文化の価値を継承するためのモデル計画策定」業務委託

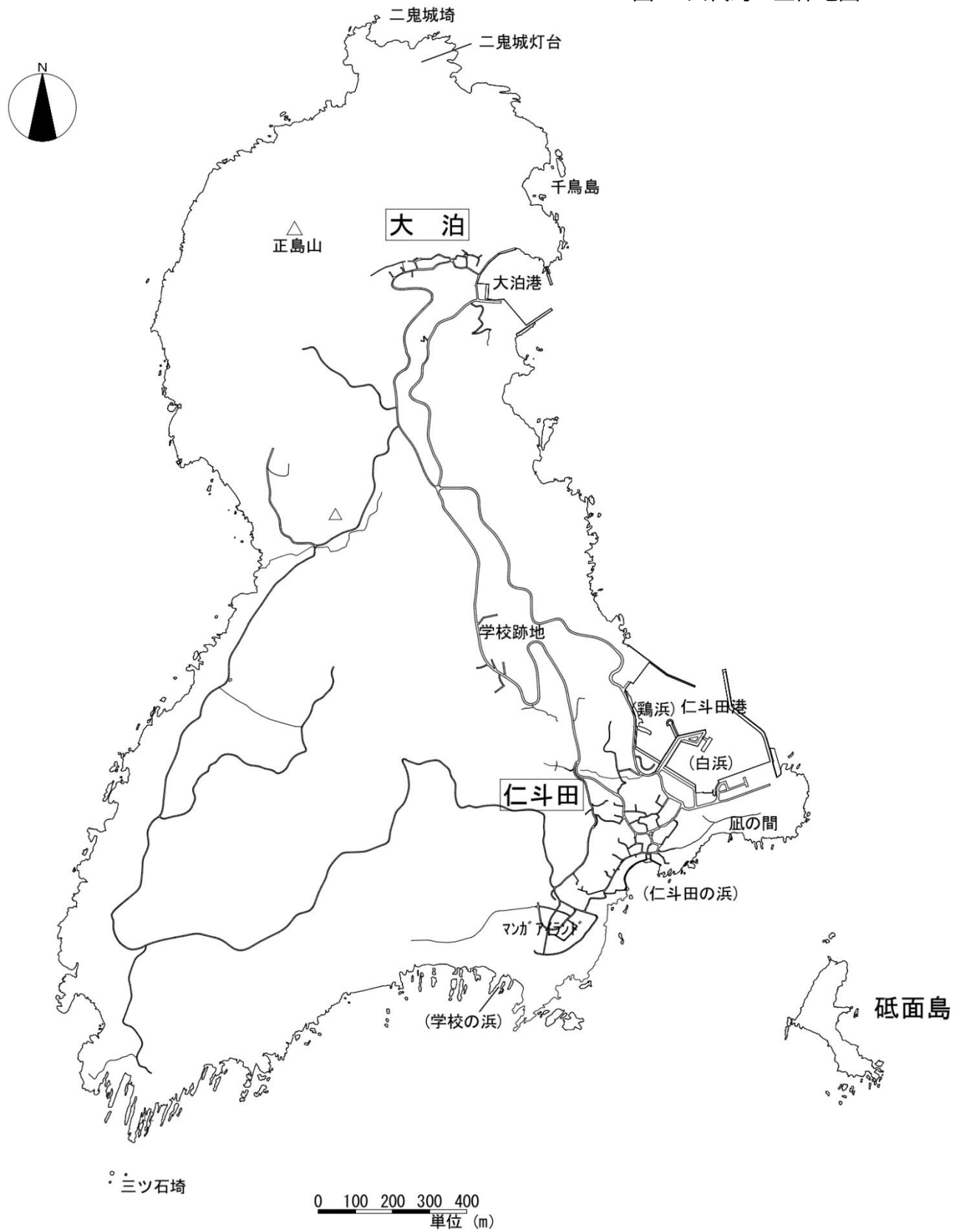
報 告 書

令和8年3月

特定非営利活動法人 田代島の文化を伝承する会



図-2 田代島の全体地図



目 次

序文

業務内容

第1章 はじめに

第1項 モデル提案の場所の設定

第2項 田代島について

1.2.1 地理

1.2.2 歴史

1.2.3 人口

1.2.4 産業・生活インフラ

1.2.5 郷土史家による既往研究

第2章 文化的建造物群の基礎情報

第1項 島内仁斗田地区内の建築物の悉皆調査

2.1.1 仁斗田地区の概要

2.1.2 調査対象

2.1.3 調査日程

2.1.4 調査メンバー

2.1.5 調査内容

第2項 調査のまとめ

2.2.1 台帳の作成

2.2.2 分布図の作成

第3項 悉皆調査から判明したこと

2.3.1 町並みの現況

2.3.2 建築物の現況

2.3.3 悉皆調査から判明したことのまとめ

第3章 文化的建造物群の活用・継承にかかる計画

第1項 計画対象建造物「臣屋阿部家」の基礎状況の整理

3.1.1 臣屋阿部家の建築的な基本情報

3.1.2 臣屋阿部家で行われた改修履歴

3.1.3 臣屋阿部家で近年行った工事概要

第2項 活用・継承にかかる課題把握

3.2.1 建物の維持管理にかかる課題

3.2.2 近年行われた改修工事から判明した課題

3.2.3 文化的建造物にかかる法制度について

3.2.4 臣屋阿部家における課題を踏まえた文化的建造物群の維持継承上の 対応の方向性

第3項 事業計画提案

3.3.1 臣屋阿部家における事業計画提案

3.3.2 仁斗田地区内の建物での事業提案

3.3.3 田代島で現段階では難しいが、他地域で取り組める可能性がある提案

第4章 田代島から考えた建築文化の継承について

第1項 継承すべき建築文化

第2項 これまでのNPO活動で得られた知見からの提案

4.2.1 散策ルートの提案

4.2.2 ボランティア活動の発展

4.2.3 情報発信

第3項 必要な支援策の提案～行政に求める事

4.3.1 島の景観や建物の維持管理に関して

4.3.2 情報の周知・広報に関して

4.3.3 様々な検討への参画

行政への政策提言

まとめ

例言

序文

本業務は、文化庁がこれまでに検討を重ねてきた「建築文化の振興」にかかる取り組みの一環として、これまでわが国において連綿と受け継がれてきたが、その一方で革新や編みなおしが求められている「建築物やまち並みのライフサイクル」について、現状の課題を具体的かつ測地的に把握・抽出するとともに、その再編の一助となるべく「継承計画」を策定するものであると認識する。

さらに、過疎化や高齢化が著しい離島における建築物にモデル的に着目することで、建築物やまち並みのライフサイクルに関して、都市部や中山間地域集落などにおいても顕在化しつつある諸課題をより先鋭化してとらえ、その解決に資する方策を検討し、それらを地域に還元するねらいでもある。

このような認識のもと、地域を選定し、建築物群の悉皆調査、及び特定の建築物を対象とした調査、検討を重ね、建築文化の継承について各種提案を行った。

業務内容

業務に関しては、以下の内容にそって調査、検討を行った。

1. 事業名

「令和 7 年度 離島における建造物群を対象とした建築文化上の価値を継承するためのモデル計画策定」委託業務

2. 事業の詳細

1)モデル提案の場所の設定

モデル提案にあたっては以下の設定項目に全て該当する場所を設定すること。

- ・国立公園内に位置する面積 3km²程度の離島であること。
- ・島内人口は 50 人程度で、過疎化や高齢化等の課題があること。
- ・島内に登録有形文化財(建造物)が 2 件程度あること。
- ・島内に歴史的文化遺産の活用に係る取り組みが継続してあるとともに、新たな価値創造的な建築文化の萌芽がみられること。

2)事業内容の詳細

①当該文化的建造物群の基礎情報

- ・島内の建築文化のプロフィール(現況、継承に必要な建造物群の分布図等)
- ・主要な文化的建造物のプロフィール(個別の文化的価値・破損状況等)

②当該文化的建造物群の活用・継承に係る計画

継承計画の策定に必要な項目を洗い出したうえで、以下の必要項目を盛り込みつつ、文化的な建造物群の活用・継承に係る自律的なエコサイクルのモデル提案を行う。

- ・具体的な修繕/改修計画
- ・具体的な体制・期間
- ・具体的な事業スキーム・資金計画
- ・将来的に解体を免れなくなった場合の文化継承のための方策及び具体的措置

③必要な支援策についての検討

- ・現在生じている人的・資金的・技術的な課題の解決に向けた国等による支援策について、既存法制度の活用、または新規法制度の提案を行う。

④その他

- ・継承計画実現のため、必要があれば上記に新たな調査・検討項目を加える事とする。

第1章 はじめに

第1項 モデル提案の場所の設定

本事業のモデル提案の場所は、宮城県石巻市「田代島」を想定し、その理由を以下に示す。

当NPO法人で独自に、離島における国指定・登録等の文化財建造物（住宅のみ）の件数を確認したところ、次頁の表のようになった。これらの離島のうち、＜設定項目＞にある「登録有形文化財（建造物）が2件程度」、「島内人口は50人程度」である離島は田代島に限定される。

また、田代島について、他の設定項目との対応を示したものが下表となり、これらから、田代島をモデル提案の場所として想定することが妥当であると考えた。

表 モデル提案場所の設定にあたっての＜設定項目＞と田代島の現状との対応

＜設定項目＞	田代島の現状
・ 国立公園内に位置する面積 3 km ² 程度の離島であること。	○ 三陸復興国立公園区域内 ○ 総面積 2.92 km ² 、周囲 11.5 km
・ 島内人口は 50 人程度で、過疎化や高齢化等の課題があること。	○ 島内人口 43 人（令和 2 年国勢調査） ○ 高齢化率 69.8%（令和 2 年国勢調査）
・ 島内に登録有形文化財（建造物）が 2 件程度あること。	○ 登録有形文化財（建造物）2 件 ・ 臣屋阿部家住宅主屋 ・ 臣屋阿部家住宅隠居屋
・ 島内に歴史的文化遺産の活用に係る取組が継続してあるとともに、新たな価値創造的な建築文化の萌芽がみられること。	○ 本業務の提案者が主体となり、東日本大震災以降、臣屋阿部家の保存活用に関わる取組を継続的に実施している。 ○ 石巻市の「マンガアイランド構想」に基づき、島内に有名漫画家のデザインによる新たな建築物が複数建築されている。

表 離島における文化財建造物の件数

島名	指定地域	所在市町村	離島区分	箇所	件数						
					合計	重要文化財	登録有形文化財	重要伝統的建造物群保存地区			
								計	建築物	工作物	環境物件
田代島	牡鹿諸島	宮城県石巻市	外海一部	1	2	0	2	0	0	0	0
利島	伊豆諸島	東京都利島村	外海全部	1	1	0	1	0	0	0	0
新島	伊豆諸島	東京都新島村	外海全部	5	6	0	6	0	0	0	0
八丈島	伊豆諸島	東京都八丈町	外海全部	1	2	0	2	0	0	0	0
佐渡島	佐渡島	新潟県佐渡市	外海全部	19	485	18	77	390	229	51	110
菅島	志摩諸島	三重県鳥羽市	外海一部	1	1	1	0	0	0	0	0
島後	隠岐島	島根県隠岐の島町	外海全部	3	5	5	0	0	0	0	0
西ノ島	隠岐島	島根県西ノ島町	外海全部	1	1	1	0	0	0	0	0
大多府島	日生諸島	岡山県備前市	内海	1	1	0	1	0	0	0	0
真鍋島	笠岡諸島	岡山県笠岡市	内海	1	5	0	5	0	0	0	0
百島	備後群島	広島県尾道市	内海	1	1	0	1	0	0	0	0
阿多田島	安芸群島	広島県大竹市	内海	1	3	0	3	0	0	0	0
六連島	響灘諸島	山口県下関市	外海一部	1	1	1	0	0	0	0	0
出羽島	出羽島	徳島県牟岐町	外海一部	1	107	0	0	107	81	25	1
小豆島	小豆島	香川県小豆島町・土庄町	内海	35	105	1	104	0	0	0	0
豊島	小豆島	香川県土庄町	内海	1	3	0	3	0	0	0	0
直島	直島諸島	香川県直島町	内海	1	2	0	2	0	0	0	0
男木島	直島諸島	香川県高松市	内海	1	5	0	5	0	0	0	0
与島	塩飽諸島	香川県坂出市	内海	1	1	0	1	0	0	0	0
本島	塩飽諸島	香川県丸亀市	内海	2	174	0	2	172	106	0	66
粟島	塩飽諸島	香川県三豊市	内海	1	5	0	5	0	0	0	0
魚島	魚島群島	愛媛県上島町	内海	1	1	0	1	0	0	0	0
弓削島	上島諸島	愛媛県上島町	内海	2	4	1	3	0	0	0	0
岩城島	上島諸島	愛媛県上島町	内海	2	3	1	2	0	0	0	0
大島	新居大島	愛媛県新居浜市	内海	1	3	0	3	0	0	0	0
釣島	忽那諸島	愛媛県松山市	内海	1	3	3	0	0	0	0	0
対馬島	対馬島	長崎県対馬市	外海全部	1	1	1	0	0	0	0	0
杵岐島	杵岐島	長崎県杵岐市	外海全部	2	4	0	4	0	0	0	0
大島	平戸諸島	長崎県平戸市	外海一部	1	249	0	0	249	142	91	16
黒島	平戸諸島	長崎県佐世保市	外海一部	1	1	1	0	0	0	0	0
中通島	五島列島	長崎県新上五島町	外海全部	1	1	1	0	0	0	0	0
頭ヶ島	五島列島	長崎県新上五島町	外海全部	1	1	1	0	0	0	0	0
奈留島	五島列島	長崎県五島市	外海全部	1	1	1	0	0	0	0	0
久賀島	五島列島	長崎県五島市	外海全部	1	1	1	0	0	0	0	0
下甌島	甌島	鹿児島県薩摩川内市	外海一部	1	1	0	1	0	0	0	0
種子島	種子島	鹿児島県西之表市・中種子町	外海全部	4	5	1	4	0	0	0	0
屋久島	屋久島	鹿児島県屋久島町	外海全部	1	2	0	2	0	0	0	0
合計				102	1197	39	240	918			

なお、当 NPO 法人は東日本大震災直後に取り壊しが検討されていた臣屋阿部家住宅に対して保存活動を展開し、国の文化財登録に結び付けた。その後も継続的に臣屋阿部家住宅の維持管理に関わっており、臣屋阿部家住宅を拠点として、田代島の文化を伝承する取組を展開している。

これらの取組は、建築文化の継承が離島文化の維持向上に展開する取組みの萌芽であり、こうした観点からも田代島をモデル提案の場所とし、臣屋阿部家住宅を継承計画の主対象とすることは妥当であると考ええる。

第2項 田代島について

1.2.1 地理・自然（図-1 田代島の位置、図-2 田代島の全体地図、図-3 田代島の浜名称図参照）

田代島は宮城県石巻市の東南約 17km に位置し、南三陸金華山国定公園のエリアに含まれている。東日本大震災以降、平成 25 年(2013)に三陸復興国立公園と名称を改められた。

総面積 2.92km²、周囲 11.5kmの南北に広がる丘陵性の島で、南東部の仁斗田、北東部の大泊の2集落があり、これらを結ぶ中央道路から大泊、西側道路と続き徒歩2～3時間で島を一周することができる。島への航行は石巻門脇と鮎川を結ぶ巡航船一網地島ラインがあり、田代島の2つの集落にある港に発着する。

東日本に位置し、黒潮の関係で冬でも 0 度以下になることはまれである。黒潮と親潮の交わる地として恵まれた漁場をもち、その歴史は古い。

常緑広葉樹のタブの大木が自然繁殖しており、椿の自生もみられ、かつては椿油を絞り家庭内で使用していた。

1.2.2 歴史

田代島には縄文期の遺跡(県指定史跡の仁斗田貝塚・縄文時代前期～後期)もあり、縄文前期には既に人が暮らしていたとされている。また、仁斗田にある稲荷神社の由来によると、嘉祥元年(1106)に地蔵尊が祀られたとされ、温暖な自然環境や豊かな漁場に囲まれた地に、古くから人の営みがあったと考えられる。

また、島の各戸には現在も呼称されている屋号があり、平安期の阿倍貞任伝説までさかのぼるとも言われている。漁業に加え、田畑の開墾も盛んであったことから自給自足の生活であり、江戸時代には千石船交易、明治以降にも海産の交易が盛んであり、離島にありながらも豊かな暮らしを送ることができた島である。

2000 年には「マンガアイランド」が設置され、漫画家の石森章太郎氏とその仲間による猫をデザインした宿泊施設のロッジが建設された。また、みちのく潮風トレイルの牡鹿半島ルートにもなっている。

これまで島の状況に大きな影響を及ぼした近代以降の自然災害は以下である。

明治 29 年(1896) 三陸地震津波

明治 42 年(1909) 仁斗田地区の大火

昭和 8 年(1933) 三陸地震津波

昭和 35 年(1960) チリ地震津波

平成 23 年(2011) 東日本大震災発生

1.2.3 人口

かつては1000名近い人口があり、小中学校もあったが、平成 17 年の国勢調査では人口 112 人となり、東日本大震災以降に過疎化が加速し、現在は 30 名程度となっている。そのうち古くか

らの島民は 20 名程度で、10 名程度は移住者である。高齢化率も高く、古くからの島民はほぼ 70 歳以上となっている。

1.2.4 産業・生活インフラ

主たる産業は漁業で、刺し網・建て網・牡蠣養殖を行っていたが、東日本大震災の影響で沿岸線の状況変化により、浜からの海藻や貝類の採取は困難となり、現在は小船での漁が主である。なお、牡蠣養殖は昭和 40 年頃(1965)から平成 23 年(2011)の震災前まで盛んに行われたが、令和 5 年(2023)2月で全て終了となった。

また、江戸後期から大謀網が行われ、昭和期には大型漁船や海運業の船主の家が10棟ほどあり、栈橋へ続く漁協・農協前は山海の幸で賑わい、島は常に潤っていた。

主要な生活インフラであるが、昭和24年に電気、昭和46年頃(1971)に水道がひかれるようになった。それ以前は井戸水が中心であり、飲料用の共同井戸が設けられ、使い水用としてコンクリート製の水溜場のある家が多い。また、下水は現在も未整備である。



写 - 01 昭和 36 年
(1961)の仁斗田浜の
様子(『八興漁業100年
の歩み』から

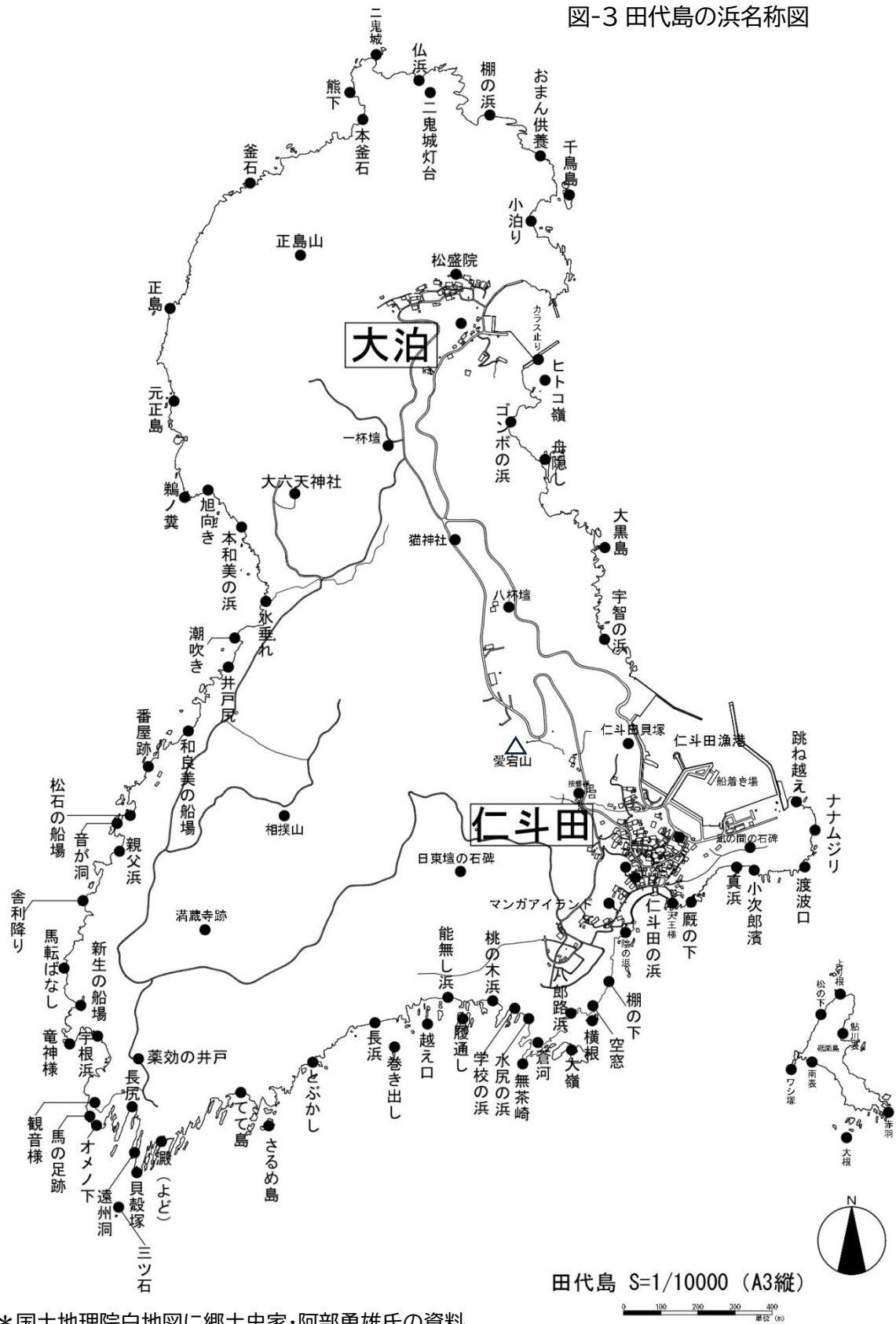
第 21・22 八興丸竣工 仁斗田浜廻航 昭和 36 年



写 - 02 昭和 36 年
(1961)の仁斗田浜の
様子(『八興漁業100年
の歩み』から

仁斗田港出港

図-3 田代島の浜名称図



* 国土地理院白地図に郷土史家・阿部勇雄氏の資料
を参考に作成した



写-03 石巻から移動手段・網地島ライン



写-04 白浜に停泊中の小漁師船と凧の間



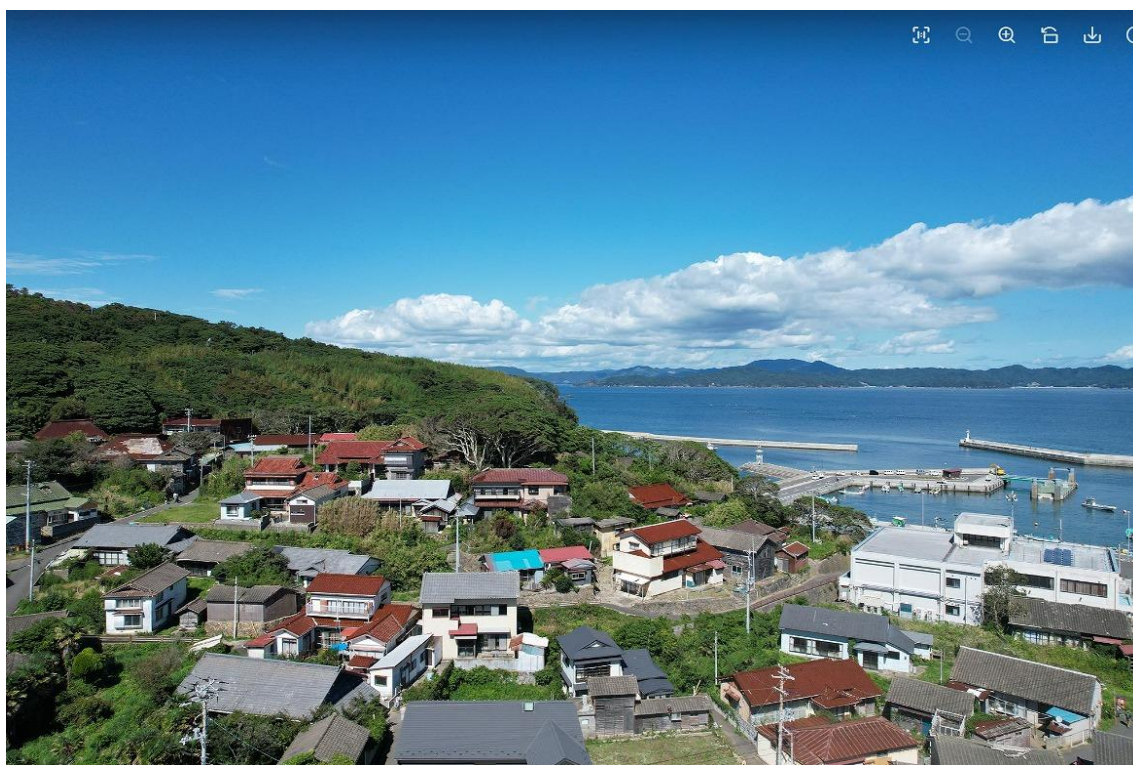
写-05 網地島ラインで田代島に到着した観光客の様子



写-07 白浜(右)・鶏浜ポケットビーチ(左)をみる。遠くに牡鹿半島が見える



写-08 仁斗田地区上空から南方向の仁斗田の浜をみる



写-09 仁斗田浜上空から北東方向の集落をみる

1.2.5 歴史的文化遺産の活用にかかる取り組み

①郷土史家による既往研究

田代島の郷土史を研究している方は多いが、田代島に伝わる昔話や民話、覚書を『田代島むかしむかし』(第1集・1982年～自費出版、第2集・1996年自費出版)、『田代島シリーズ第八集 田代管見録(明治22年8月)』(田代小学校教授・小野喜惣治著、阿部勇雄編著)等にまとめた田代島出身の阿部勇雄氏(1929～2025)は、長年にわたり島民から丁寧な聞き取りを行い、資料収集を行っていた。田代島の平塚家(代々平塚八太夫を名乗り、仙台藩・水戸藩の御用商人をつとめ、奥筋廻船(エトロフ～江戸)遠くはフィリピンまで交易を行い、富を築いた)の文書『田代島平塚家文書』(2005年・自費出版)もまとめている。

前述の『田代島むかしむかし 第1集』の巻末には、大謀網の乗組員、歴代区長名、田代小・中学校の沿革、社寺の詳細、平塚八太夫について、そして田代島の浜・磯・土地の名前や年間行事の詳細について丁寧に書き記されている。

特に島の暮らしの年間行事については、島で食されていたものや、生活の営みが思い起こされるような書きぶりで、今後の当 NPO 法人の活動のヒントになると思われる。また、今回行った悉皆調査における考察でも参考になった。

②当 NPO 法人による取り組み

東日本大震災直後、田代島出身者の現理事長が現在は登録有形文化財となっている臣屋阿部家住宅の取り壊しの危機を訴え、それに賛同した宮城県建築士会のメンバーが、建物調査と月1回のお掃除に通い始め12年が経過した。

そして、保存活動を進めてきた有志で「田代島の文化伝承とその情報発信、イベントの開催を通して島の文化に対する共感の輪を広げ、その保存・再生・伝承に寄与する」ことを目的に2022年にNPO法人を立ち上げた。離島という環境にてNPO法人を立ち上げることから、島に暮らす人々に最重要の配慮が必要という事を考え、構成メンバーは田代島出身者や関係者と宮城県建築士会会員が主となっている。そして過度な観光化を目的とせず、田代島の素晴らしい自然や歴史、文化を伝承することを念頭に地道な活動を続けている。

主な活動は、臣屋阿部家住宅の維持管理のための掃除を定例行事とし、島民から島の歴史・風習・暮らし・営みについての聞き取りを記録として残し、また収集した写真を「思い出の写真集」としてまとめ、各所に配布している。

また、NPO 法人以外でも、かつての獅子舞保存会(田代浜小学校児童による)の有志で、毎年のように神社の縁日に島に足を運び、お囃子を奉納している。



写-10 NPOによるお掃除会



写-11 NPOによるお掃除会



写-12 NPOによるお掃除会



写-13 お掃除の後の島ごはん



写-14 田代小学校卒業生の有志による活動
(稲荷神社例大祭にておはやしを行う)



写-15 田代小学校卒業生の有志による活動

第2章 文化的建造物群の基礎情報

第1項. 島内仁斗田地区の住宅の悉皆調査

島内の建築文化に関わる基礎情報として、島内仁斗田地区に現存する建物の悉皆調査を実施した。悉皆調査は外観からのみの目視調査とし、以下の項目について情報を収集した。

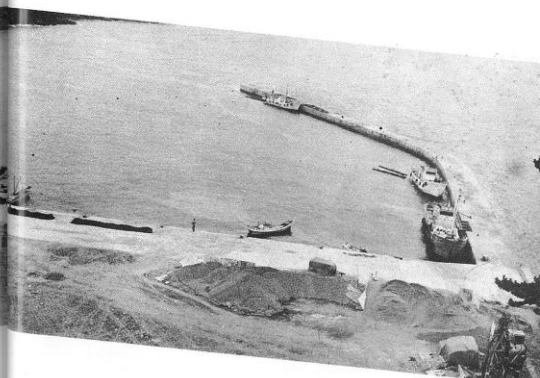
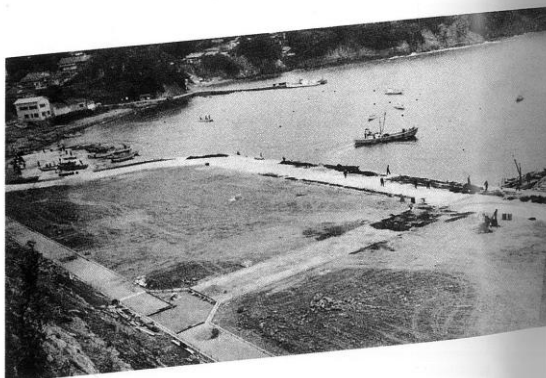
2.1.1 仁斗田地区の概要（図-3 田代島仁斗田地区全体地図 参照）

仁斗田地区は田代島の南側に位置し、東西 0.5km、南北 0.7km、高低差は 20～25m程度の地区である。この地区には 2 か所の浜(港)があり、地区南側(外洋側)の仁斗田の浜(呼称「にったのはま」と、北東側の白浜、鶏浜(呼称は「にはとうぼ」)がある。古くから牡鹿半島と向かい合わせの白浜・鶏浜は、穏やかで台風時には浜前に大型船が避難し錨泊していた。栈橋から続く道の浜側に漁協・農協が並び、向かいに島最大の倉庫があり、海産物・農産物の出荷で賑わっていた。現在は白浜に船着き場や漁船の係留場所があることから、仁斗田地区の玄関口として認識されている。

太平洋に面している仁斗田の浜側は、海が荒く岩場が多いため、良質な海藻が収穫できた。また、神事や慶事が行われる場でもあった。店や旅籠は白浜と仁斗田の浜を結ぶ道沿いにあった。

前述の『田代島むかしむかし 第2集』に掲載の「昭和 33 年頃の白浜の全景」の写真で(次ページに掲載)、栈橋を挟んで白浜(次ページ上部)・鶏浜(次ページ下部)の様子がよく判る。同出典の「田代の祭り」が行われている場所は仁斗田の浜であり、昭和 23 年(1948)撮影の神輿と人々を撮影した写真には、後方に人家が軒を連ねている様子が見て取れる。

■ 昭和33年頃の 白浜の全景 ■



7

6

■ 田代の祭り ■



享和3年 京都にて作られた神輿。(昭和23年撮影)



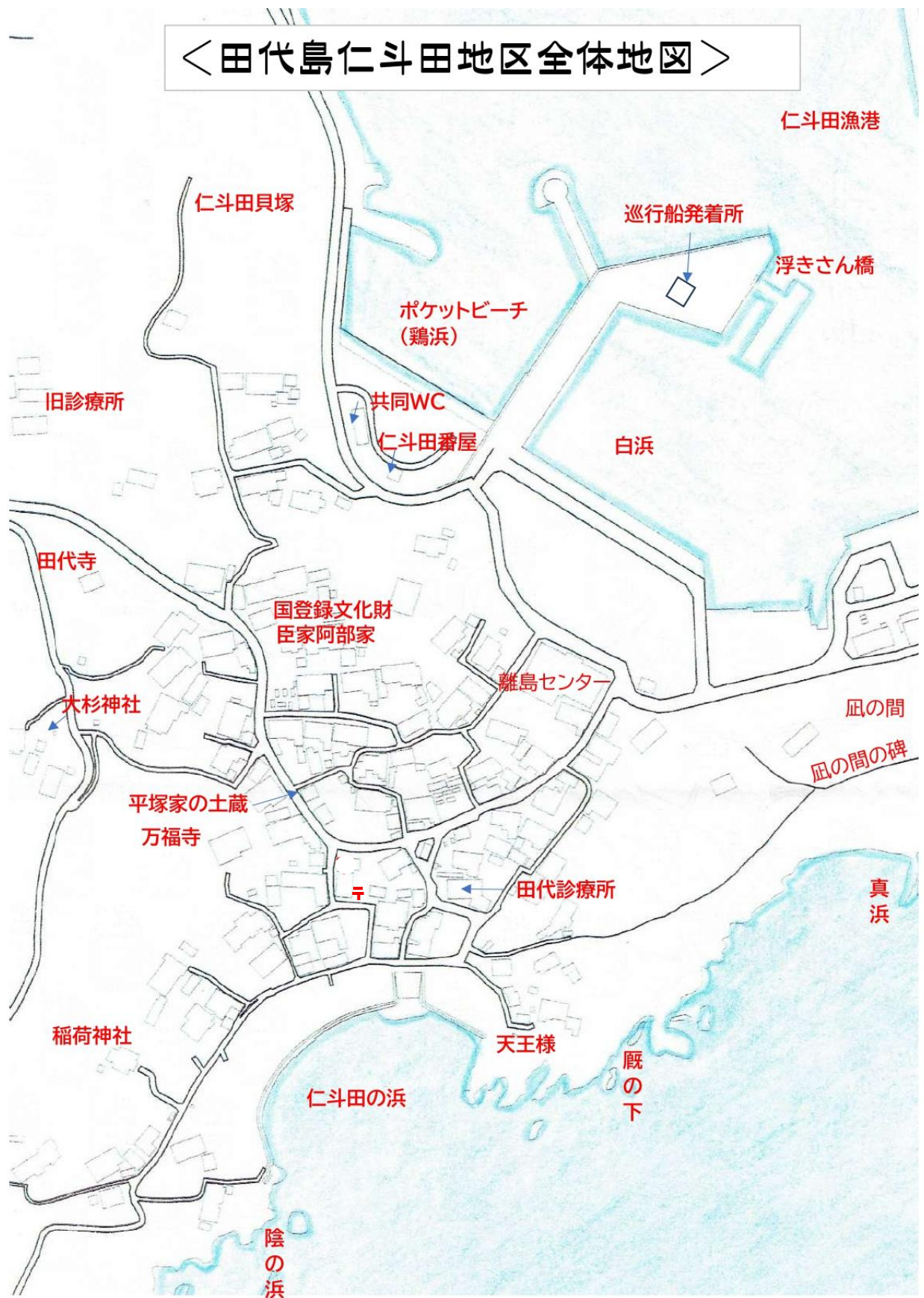
9

8

資料写真:昭和33年頃(1958)の白浜と仁斗田の浜の様子

(出典『田代島むかしむかし 第2集』阿部勇雄著 1996年発行)

図-4 田代島仁斗田地区全体図



2.1.2 調査対象:

田代島仁斗田地区の建物全数において、ゼンリンの住宅地図から敷地の区割りを想定した通し番号をうち、付属屋と判断できる建物は枝番号を付けて区別をつけた。敷地区割りは121件、付属屋を含む建物戸数は190軒であった。

2.1.3 調査日程:

- 第1回 令和7年(2025)9月15日(月) 8名
- 第2回 令和7年(2025)9月23日(火) 9名
- 第3回 令和7年(2025)10月12日(月) 台風接近と雨天のため、中止
- 第4回 令和7年(2025)11月16日(日) 8名
- 第5回 令和7年(2025)11月30日(月) 8名
- 第6回 令和8年(2026)2月1日(日) 5名

2.1.4 調査メンバー:

本調査は、NPO法人のメンバーに加え、主として宮城県ヘリテージマネージャーと、建築などを専門的に学ぶ学生に調査員となってもらい、適切かつ効率的に実施することができた。



写-15
臣屋阿部家での事前打ち合わせ



写-16 建物悉皆調査風景

2.1.5 調査内容:

2.1.5 調査内容

①住民に対しての調査内容の周知

調査前に、今回の調査目的を示した文章を作成し、地域にお住まいの方に配布して周知を図った。また、現在は居住しておらず遠方にて管理している方に対しては、NPO 担当理事からできる限り情報をお伝えした。(以下、周知文面)

令和 7 年 9 月 7 日 田代島にお住まいの皆様 調査協力をお願い NPO 法人田代島の文化を伝承する会 理事長 遠藤陽子(田代島出身者) 拝啓。猛暑が続いておりますが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。 いつも NPO 法人田代島の文化を伝承する会の活動に、温かいご支援をいただき感謝しております。 この度、当 NPO 法人で、文化庁が企画した「令和 7 年度 離島における建造物群を対象とした建築文化上の価値を継承するためのモデル計画策定」の業務を行う事になりました。 この業務の主旨は、我が国の文化芸術基本法において「建築」という分野が含まれておらず、アニメやマンガ、和食などにのみ注目されている事から、改めて「建築文化」の価値づけを行い、未来に向けた継承の方法を探ってみる、というものです。 【具体的な作業は以下になります】 ① 田代島仁斗田地区にどのような建物が分布していて、どんな特徴があるかといった事を 外観から判断して分布図を作成する事（敷地の外側から拝見し、建築された年代想定や、 建物用途、仕上げ、建物の状態を確認する作業になります。） ② 田代島の散策マップを作成する事 【調査のスケジュールや調査員については以下になります】 ① 調査日程(予定) 9月～10月の期間中の土日で、2～3回行います。 ② 調査員 NPO 法人メンバー、宮城県建築士会ヘリテージマネージャー、 東北工業大学及び日本大学の学生 (ヘリテージマネージャーは建築士の免許を持ち、歴史的建造物の保全活用に関 する詳しい知識を持つ専門家です) ③ 調査員の目印 「宮城県建築士会」と書かれたピンクのベストを着用します。 なお、本業務は令和8年3月に終了します。4月以降に皆様への報告会を予定しております ので、ご参加いただきたいと思います。 以上、皆様にはご迷惑にならないよう努めますので、どうぞよろしくお願いいたします。 敬具

②調査項目

調査項目を検討の後、調査票を作成した。

i) 建物の種類:住宅、離れ、蔵、倉庫・納屋、作業小屋、店舗、宿

⇒各建物の種類は用途と同義と考えた。また、用途が不明な場合は、調査員で協議を行って決定した。

ii) 建物の大まかな建設年代:明治以前、明治～大正、昭和、平成以降の4種類程度

⇒建設年代は仁斗田地区における自然災害や大火の時期に大きくかわることから、以下の7つの時期とした。また、居住者からの聞き取りや、これまでNPOで行ってきた聞き取り活動や資料調査から見当がつく場合は、その情報をもとに、調査員の目視により協議の上決定した。なお、区分の年代が比較的細かいため判別が難しい場合は、区分をまたがって時代を決定した。

(建設年代区分)

- ・江戸期
- ・明治初期～明治29年三陸地震・津波以前
- ・上記～明治42年の大火以前
- ・大正～昭和8年の三陸地震以前
- ・上記～昭和35年のチリ地震津波以前
- ・上記～昭和期
- ・平成、令和

iii) 建物の構造:

木造、土蔵、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、及び階数

iv) 居住者の有無:

事前の聞き取り調査などから、居住者の有無をあらかじめ把握した。居住者がいる場合でも調査時にお会いできたケースは数件であった。

v) 建物の仕上げ(屋根、外壁)、土台の有無

敷地入り口付近からの目視であることから、建物四面を確認することはできず、主に建物正面と側面の一部の確認程度である。また、近年の改修と思われる外装材が施工されている場合も、そのまま記述した。

基礎・土台については、建築年代と大きくかわるため調査項目としたが、改修により挿入されたケースも考えられるため、判断できる範囲での記述とした。

vi) 建物の破損程度:屋根・軸組の目視から、健全・破損小・破損中・倒壊の4種類程度に分類

今後の活用提案の際に利活用の対象とできそうな棟がどの程度あるか等の検討とするための視点を持って、破損程度を決めた。雨水の侵入や土台、柱脚の状況、壁面や軒天の劣化等、確認できる範囲での判断とした。

vii) 建物の構造や意匠、仕上げ等の特徴を明記

主屋においては、玄関の位置や居室の並び、増改築などが判断できる場合は配置図に記

述した。また、似通った建物が見うけられる場合は、その共通点を写真に記録した。

構造の面では、出桁(せがい造り)や、妻側の意匠・和小屋の表し、軒、格子、欄間などの特徴に注目した。

以下に調査票を示す。

田代島・仁斗田地区 建物悉皆調査票

No. _____

家名			調査日	令和 年 月 日 ()	
住所			調査担当者		
建物種類	住宅 離れ 蔵 () 店舗 宿	事前情報共有	あり	なし	
	倉庫・納屋 () 作業小屋	天候			
建物種類に関する追記:		規模構造	桁行 間 × 梁間 間		
・江戸 ・明治29年三陸地震前 ・明治42年大火前 ・大正～昭和8年(三陸地震前) ・～昭和35年チリ津波前 ・昭和35年チリ津波後～昭和期 ・平成、令和			階数 ほか		
建設年代			木造 土蔵 RC造 S造 OB造 不明		
			建物の配置		
居住者	有 なし 不明				
建物の 破損状況	全体的な損傷具合: 大 中 小 なし				
	屋根				
	軸組				
	外壁				
	その他				
	再利用の 改修項目				
建物の 特徴	構造:		建物の 特徴	その他	
	屋根				
	意匠				
	史料				
その他気が付いた点を何でも					

③調査方法

調査前に調査項目について調査員に対して説明を行った。その後、調査員が最低2名一組となり、ネームプレートを首から下げ、建築士会から借用したビブスを着て作業を行った。

調査票に手書きにて書き込み、同時に写真撮影を行い、居住者がいる場合には、建物履歴について聞き取りを行った。また、調査建物までのルートが竹や草の繁殖により確保できない場合は、判別できる部分のみの調査とした。

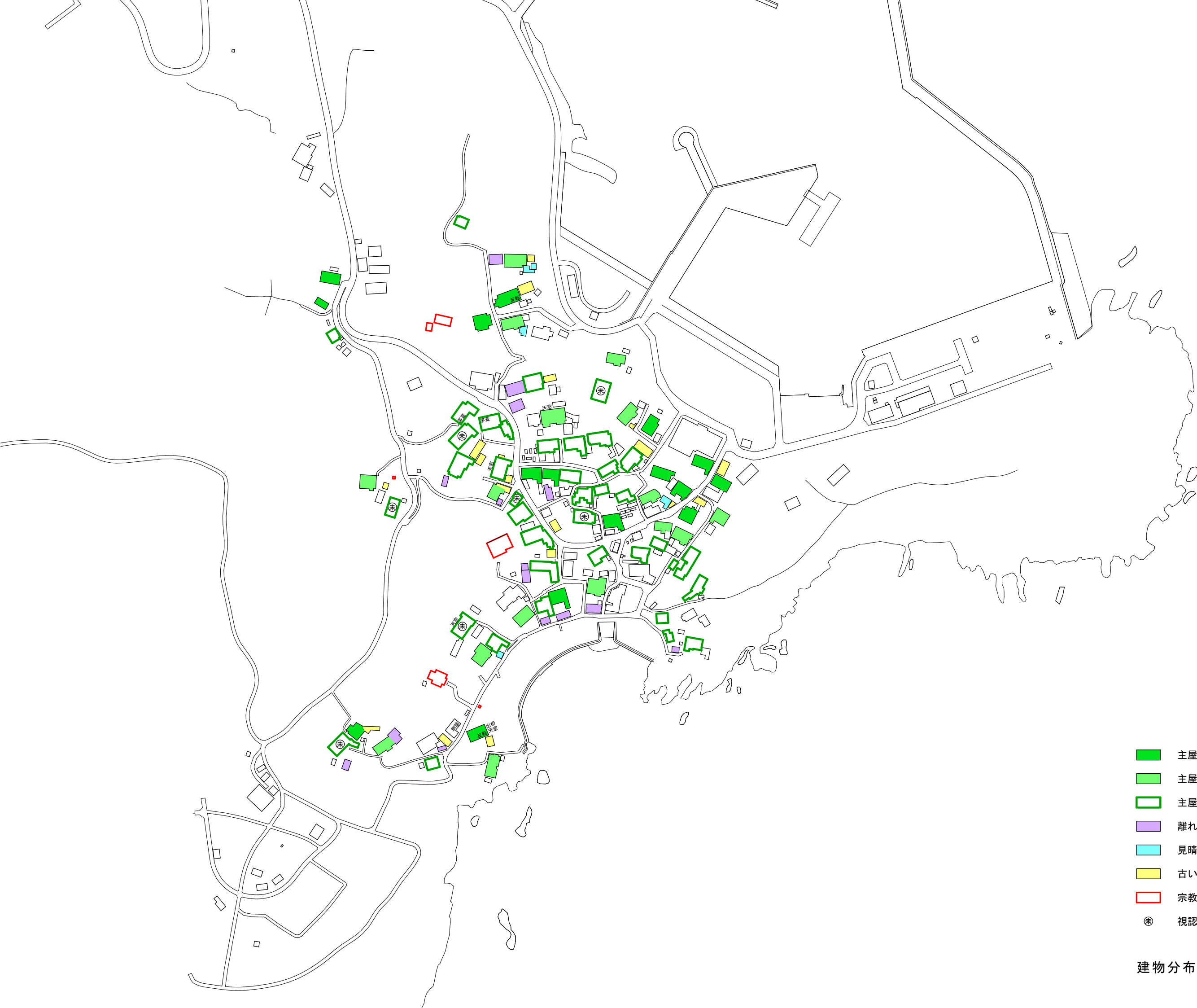
第2項 調査のまとめ

2.2.1 台帳の作成

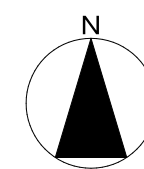
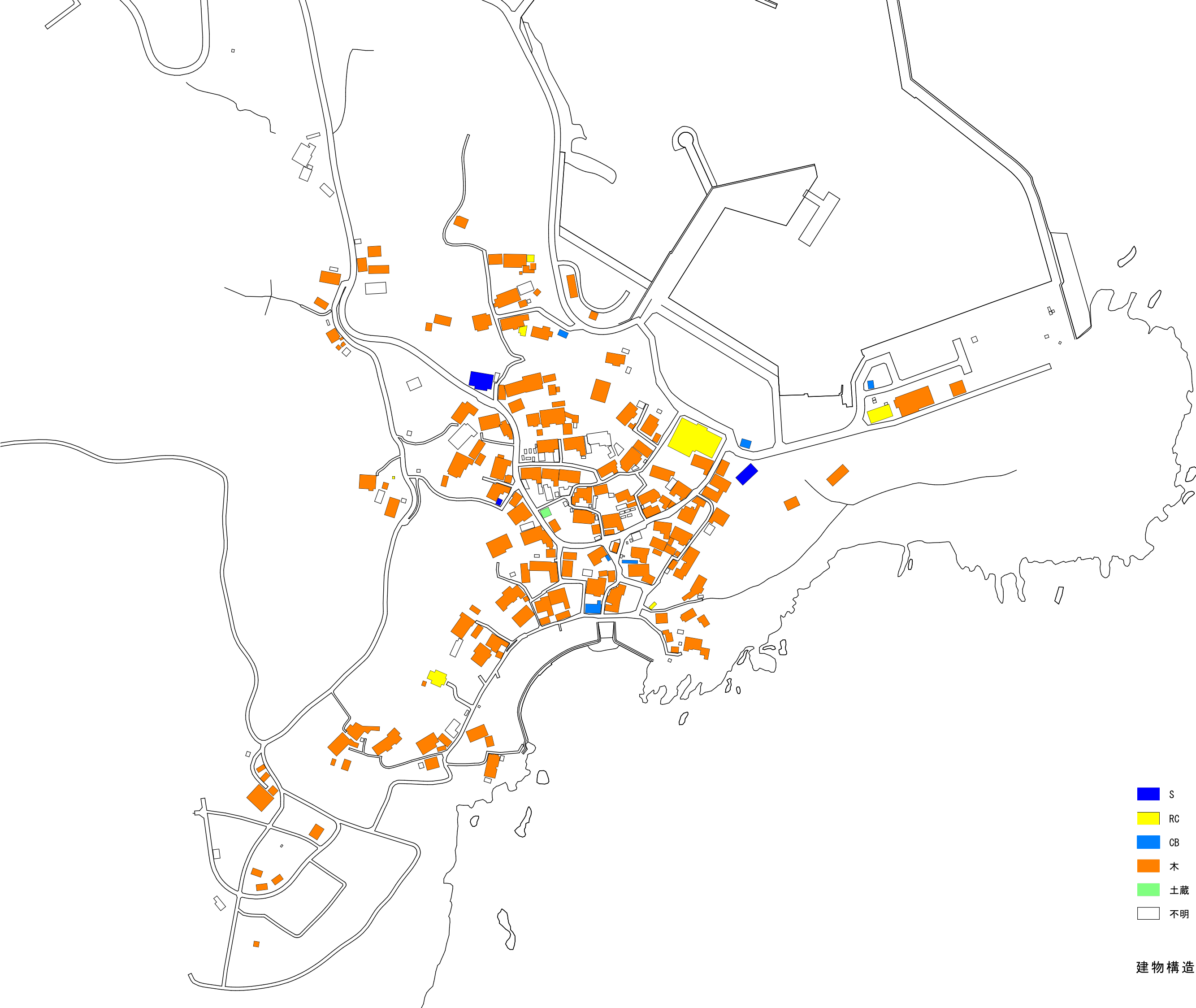
記入した調査票は、ナンバーごとにデータ化と外観写真の添付を行った。調査対象物件の調査項目ごとの分布図を作成するため、国土地理院の地図データから CAD データを作成した地図を作成した。

2.2.2 分布図の作成

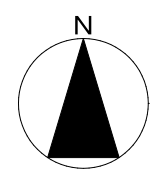
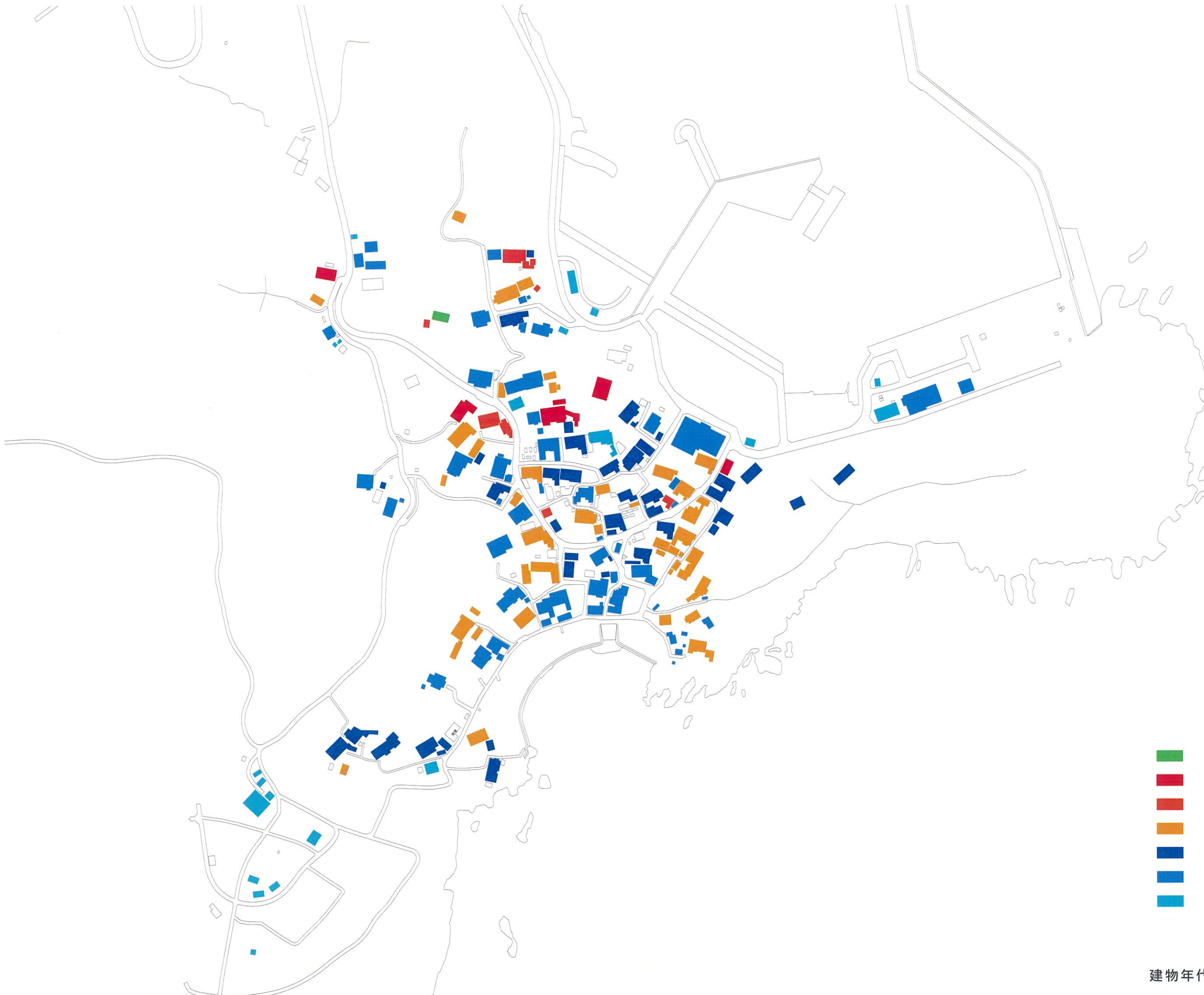
分布図は、調査項目から、建物の種類(用途)、建設年代、構造、破損状況について作成した。



- 主屋 Aタイプ
- 主屋 Bタイプ（玄関は入母屋、切妻）
- 主屋 （その他）
- 離れ
- 見晴らし台
- 古い倉庫、板張り
- 宗教建築
- ⊗ 視認できず、未調査



- S
- RC
- CB
- 木
- 土蔵
- 不明



- 江戸期
- 明治初期～明治29年三陸地震・津波以前
- 明治29年三陸地震・津波後～明治42年大火以前
- 大正～昭和8年三陸地震以前
- 昭和8年三陸地震後～昭和35年チリ地震津波以
- 昭和35年チリ地震津波後～昭和期
- 平成・令和
- 未確認・未調査

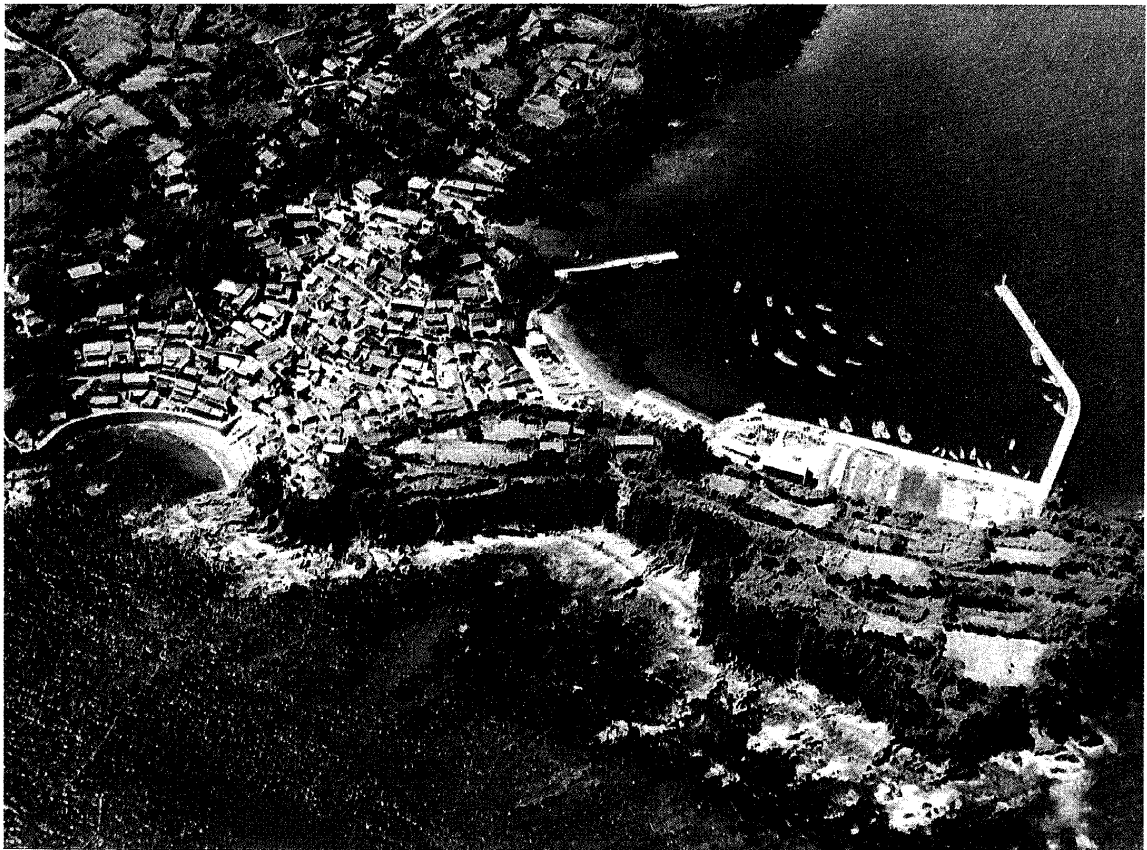
第3項 悉皆調査から判明したこと

2.3.1 まち並みについて

次ページの資料写真は『八興漁業100年のあゆみ』(田代島を創業地とする漁業会社である八興漁業株式会社の記念誌)に掲載されたものであるが、仁斗田地区の様子がよく判り、家屋の多くが南面した配置になっている事がわかる。また、仁斗田地区の東側の高台(風の間)が開けた畑になっている事や、白浜や仁斗田の浜の様子もうかがい知れる。

以下に悉皆調査による仁斗田地区の現況について述べるが、図-8 田代島仁斗田地区紹介図に撮影場所を番号で示すので、参照願いたい。





仁斗田集落俯瞰

資料写真:出典:『八興漁業 100 年の歩み』八興漁業株式会社 平成 30 年発刊 より



写-20 仁斗田地区の中央部の高台から仁斗田浜(南方向)を望む 2025.11 撮影

第1章2項でも示したが、改めて仁斗田地区の現況を紹介する。

仁斗田地区へは白浜(仁斗田港)にある船着き場が玄関口で、島民の重要な足であるとともに休日は多くの観光客や釣り人が利用する。船着き場には2020年頃に新しい待合所が完成した。



01 網地島ラインの巡航船



02 船着き場の待合所

東日本大震災では白浜と仁斗田の浜が海でつながるほどの津波が押し寄せ、大きな被害を受けた。その後、写真 03、04 の防潮堤と水門が建設された。また離島開発センターが白浜側に建ち、地域の集会所や避難場所となっている。近くには地区のごみ集積所がある。



03 防潮堤(海側からみる)



04 防潮堤と水門(内陸側から)

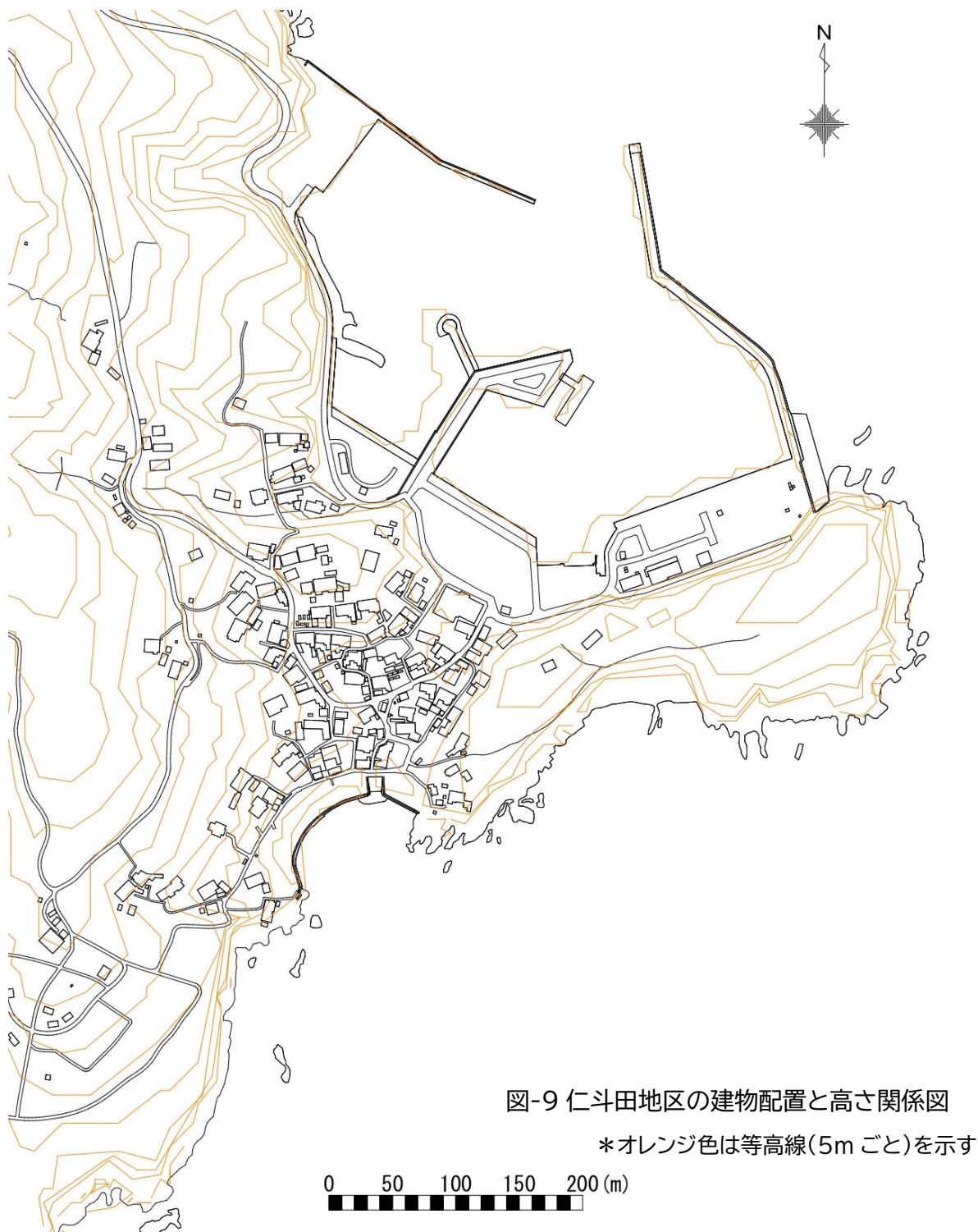


05 白浜・離島開発センター



06 仁斗田地区のごみ集積所

今回行った悉皆調査で地区の全容を俯瞰したところ、網地島ラインの船着き場側が島の玄関口という印象であったが、地区内の建物の多くは等高線に沿った南側に開けた配置を持っている事が判った。狭い地域で、しかも高低差があることから建物の向きは道との関係性が高いと考えていたが、南側を意識した配置計画であることが P.29の「写-20 仁斗田集落俯瞰」でも確認できたことは、地区の景観を見るうえで重要であった。



現在、地区内に車が通れる白浜から仁斗田の浜への道は、昭和 35 年(1960)のチリ地震津波後に護岸工事や大規模な土木工事に伴った地区内の道路整備(車道)にあたり、道路拡幅と共に勾配を変える工事が行われた際の道路である。この時、建物敷地の接道のために階段が設けられた家も多い。その他、階段を伴った人しか通れない道が家と家の間を縫うように配され、かつては人家の庭先を道としても使っていたという。



07 白浜から仁斗田の浜への道路



08 写真 07 を仁斗田の浜へ進む



09 仁斗田の浜へ抜ける路地



10 離島開発センターから高台へ行く路地



11 離島開発センターから高台へ行く路地



12 仁斗田地区の中央部の台への道路

地区の構成として、白浜と仁斗田の浜を最短でつなぐ道沿いは比較的高低差がなく、家々は近接している。この辺りにはかつて店(雑貨屋、豆腐屋、菓子屋、酒屋等)や旅籠、民宿が点在し、また生活に欠かせない井戸も点在している。その内共同井戸は神社側と田代寺の2か所で、他の井戸は私有地内にある。白浜の岸壁が整備されてからは、正面に島で一番規模の大きな鉄筋コンクリート造である離島開発センターが建つ。



13 白浜から仁斗田の浜へ行く路地
(東側の脇道へ入る地区)



14 白浜から仁斗田の浜へ行く路地
(東側の脇道へ入る地区)



15 白浜から仁斗田の浜へ行く路地
(東側の脇道へ入る地区)



32 井戸



33 井戸

仁斗田の浜に面して、東西に神社が配され、東側の海よりには天王様、陸側の高台には稲荷神社が建つ。

稲荷神社は明治 42 年(1909)の大火により享和 2 年(1803)に建てられた社殿(拝殿 3.5 間四面・茅葺き、奥の院 2.5 間×3.5 間、御輿堂、神楽殿、籠り堂、鐘堂あり)が焼けたが、御神体・御神輿は島民の手で避難させた。その後、いったん大泊の鹿島神社に奉遷し、明治 43 年(1910)に田代寺(でんだいじ)跡に仮宮を建て遷宮。大正 4 年(1915)に現在地に移転。その後、昭和 50 年(1975)に鉄筋コンクリート造にて社殿を新築している。



16 稲荷神社の鳥居と拝殿



17 稲荷神社拝殿内部(例大祭時)

天王様は牛頭天王宮(ごずてんのう)、金毘羅宮、八大龍王などが祀られ、昭和に行われた道路整備の際に付近に祀られていた石碑などが移設されている。



18 天王様の入り口



19 金毘羅大権現



20 牛頭天王宮



21 天王様からの眺望

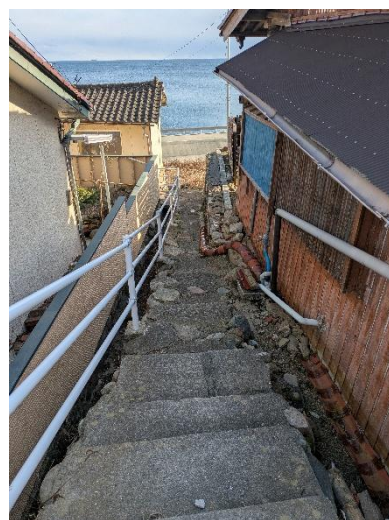
仁斗田の浜西側は南北に高低差があるものの、比較的大きな敷地の民家が多い。北に登る道の多くはコンクリート製かもしくは石段で、擁壁の石積みは玉石積や近場から採石した稲井石に似た粘板岩を積んだ石積のほか、塩釜石と思われる凝灰岩の切り石を積んだ石積みも見られる。この付近に井戸は見当たらず、溜め水をするためのコンクリート製の貯水設備が多くみられる。



29 路地のコンクリート製階段



30 路地のコンクリート製階段



31 路地のコンクリート製階段

地区の中央にある満福寺近辺は、平塚家をはじめとする規模が大きめの家が多く、現在は平塚家の土蔵のみが残っているが、かつてはその周辺に多くの土蔵が存在していたようである。

満福寺から上に位置する家は、明治 42 年の大火を逃れた家々が多く、現在はトタンをかぶせた屋根になっているが茅葺民家も残る。臣屋阿部家も大火を免れた家である。さらにその北西側の高くなった地区には比較的古い工法で建てられた数件の民家と、昭和 40 年代まで使用された診療所がある。臣屋付近から北に位置し、斜面を下った西側に田代寺(でんだいじ)があり、明治以前と考えられるお堂の他、江戸期まで遡る可能性がある建物がある。田代寺の東側に位置する 5 件ほどある民家は、いずれも敷地が広く、主屋のほかに水屋・納屋が複数棟建ち、白浜に近いこともあり海上から視認できる民家はこの地区である。



22 満福寺本堂

そのさらに北側には、宮城県指定史跡の貝塚「仁斗田貝塚」(縄文時代前期～後期)があり、その南にも数件の民家があったが、今は1軒の2階屋と石積の擁壁のみ残っている。



23 大杉神社



24 田代寺観音堂



25 田代寺の井戸



27 仁斗田貝塚入口



28 仁斗田貝塚の案内板

2.3.2 建築物の現況

①建物配置

白浜と仁斗田の浜を結ぶ道沿いのエリアは高低差がないが、比較的敷地が狭く建物が接近して建てられ、主屋と離れや作業小屋(納屋)を別棟で建てるのではなく、主屋に増築で建てられている。

それ以外の地区は、隣家と高低差がある場合が多く、比較的敷地が広めである。もともとは狭い敷地であったが、隣家が島を離れた際に購入し敷地を広めた場合もあるという。主屋の他、離れや2階建て納屋、水屋を付属屋として持つ配置が多い。

②各種建物に見られる特徴

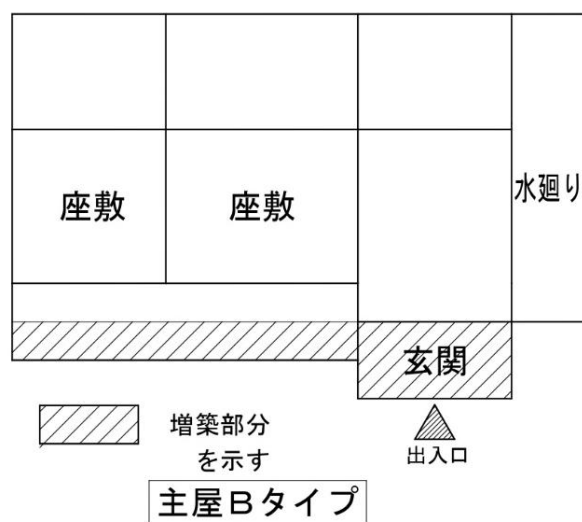
* 悉皆調査時に分類のため各建物に調査 No を割り振ったが、報告書では個人情報の特定となる事から、分布図に調査 No は記していない。(建物の特徴をよく表す建物であっても、写真を掲載できない場合もあるため、了承いただきたい。)

i) 主屋: 調査棟数 62 棟

外観のみの調査であるため平面的な特徴は推測の部分もあるが、全 62 棟のうち半数強 32 棟が東西方向に桁行、南北方向に梁間とし、東側から台所、玄関に続く部屋、西側に座敷二間程度が並び、北側に座敷もしくは納戸を配し、南側に張り出した玄関と座敷前の南側に廊下が配された間取りと同様の間取りを持つことがわかった。その他の 30 棟については共通点を見出すことができなかった。

同様の間取りを持つ 32 棟のうち、16 棟は増築を行っておらず(A タイプ)、残りの 16 棟は増築が行われている(B タイプ)。また、増築の方法も共通点があり、縁側部分を増築し、建具付の廊下とし、あわせて玄関も広くしていた。

こうした増築は、臣屋阿部家でも行われていた。



離島の建築を研究している長崎総合科学大学の山田教授によれば、島における建物の間取りには似たものが建つ場合が多く、その理由としては親戚筋が多い事、年中行事や風習により間取りが限定的になる事、そして災害後の一斉復旧や大工の系統が同じという事があげられるとある。田代島の場合も、同じ大工が建てたという建築も多く聞かれ、同様のケースではないかと考える。

仕上げに関しては、釉薬瓦、セメント瓦などの瓦葺きが多く、外壁は下見板張りに上部を塗壁とするのが基本で、後にサイディング張とするケースもある。

今回は外観からの調査であるため、増改築の経緯や使用材料などの詳細は不明であるが、田代島特有の平面形を見出した。増築玄関は、入母屋や切妻、フラットルーフなどあり、デザイン採用の過程などに興味を持つ。また、天窗(煙抜き窓)を設けているケースも多く見られた。それ以外の形で比較的古い建築と考えられる主屋には、出桁構造を用いている場合もあった。



写-21 主屋 Bタイプ



写-22 主屋 Bタイプ(反転タイプ)



写-23 主屋 Bタイプ・2階建



写-24 明治の大火後の再建主屋
和小屋構造

ii)離れ

離れは臣屋阿部家の場合と同様に隠居屋とよばれる場合もあることから、代替わりをして隠居した戸主やその妻が使用した場合もあるようで、主屋に隣接、もしくは庭を挟んで対面して建つ場合がある。今回の悉皆調査において 16 棟確認した。

規模は一定ではなく、平屋、2 階建ての場合もある。2 階建ての場合は 1 階を倉庫として使用し、2階を居室としている。居室以外に水回りを併設し、島へ帰省した子供や孫の滞在場所として使用するケースも見られた。

後述するが、臣屋阿部家の離れ(隠居屋)のような意匠を凝らした造りの建物を確認できなかった。



写-25 離れ(平屋)



写-26 離れ(平屋)



写-27 離れ(2階建て)



写-28 離れ(2階建て)

iii)倉庫・納屋

倉庫・納屋が敷地の道路際に建つ場合もあるが、敷地の奥まった場所に建っている場合もあった。それは用途によると思われるが、居住者から聞き取りが出来たケースがなかったため、現時点では不明である。今回の悉皆調査において 17 棟確認した。

構造は木造が多く、平屋も 2 階建てでも確認でき、横板張りの外壁が多く、出桁造りの倉庫

もある。白浜そばに鉄骨モルタル塗りの漁具倉庫がある。田代島出身者からの話によれば、2階に上がる階段はなく、梯子を使用していたという。外観からの推定であるが、建築年代が古い建物が多いようで、改修を繰り返して使用されていたことが伺える。



写-29 倉庫



写-30 倉庫



写-31 倉庫

iv) 屋上がフラットルーフの付属屋

主屋や倉庫などと違い、明確な用途が判明した建物ではないが、仁斗田地区に 5 棟確認したフラットルーフの付属屋を紹介する。

構造はブロック積や鉄筋コンクリート造で、フラットルーフに手すりを廻している。規模は小規模で2間×1.5間、2間×2.5間程度で、平屋もあれば2階建てでもある。一見して見晴台のようにも考えられるが、眺望がいい場所に配置されているのは高台に位置する1軒のみで、屋上に上がる階段はなく梯子を用いるようである。また、手すりの材料は塩ビ管を利用しているなど、積極的に屋上利用を考えたとは思えない。島の方からの聞き取りによれば、昭和 30 年代半ばに流行り建設されたという。形状が目を引く建物である。



写-32 屋上がフラットルーフの

③構造

建物の構造は、190 棟のうち、鉄筋コンクリート造が 4 棟、鉄骨造が 2 棟、コンクリートブロック造が 6 棟、残りは木造であった。木造の中で土蔵は 1 棟であった。

建物規模は鉄筋コンクリート造の離島開発センターが最大であり、住宅や倉庫などに大きな規模の差は見られなかった。

④建設年代

建設年代に関しても、外観からの特徴で判断したため、今後聞き取りなどが進んだ場合変更があると思われるが、江戸期まで遡ると考えられる建物は内陸部の寺の庫裡 1 棟であった。明治初期から明治 42 年の仁斗田地区の大火前に建てられたと思われる建物は 13 棟。土蔵が 1 棟、茅葺きの主屋や臣屋阿部家主屋、倉庫・納戸の建物である。大正期と考えられる建物は 43 棟、昭和期が 113 棟。平成・令和期が 20 棟である。

明治 42 年(1909) 仁斗田地区の大火で多くの建物が被害範囲について島の方から聞き取りを行い、推定ではあるが範囲を分布図に示した。被害を受けた範囲では、土蔵 1 棟が明治初期頃の建設と思われるが、それ以外は火災後の建築である。火災で被害を受けなかった範囲には、古い建物が多く残っている事がわかった。

その他聞き取りから、昭和 8 年(1933)の三陸地震による津波被害を受けた仁斗田浜そばにあった住宅が、仁斗田浜の南西、稲荷神社の西側に宅地を移したようである。

離島での建物の建設についての考察は第 3 章で後述するが、資材の運搬が不便であることから、建物の更新(新築)は活発に行われておらず、改修を重ねて使い続けている様子が見える。また、建物の建築年代は自然災害の影響が大きくでっており、地震に伴う津波被害、そして火災の被害によるところが多いようである。



写-33 土蔵(明治期の建設)

⑤破損状況

建物の破損状況については、建物がすでに倒壊・建物内部に植物が入り込んでいる場合などは、明確に破損度が大きいと判断できたが、屋根、外壁、軸部の傾きなどの破損個所が大きい場合でも、建物を使用している様子がある場合にどう判断するか、など難しい調査となった。

そのような判断の中、破損度が大きいと判断した建物は 37 棟、中程度は 34 棟、小程度は 48 棟であった。

⑥外構

特徴ある外構の一つは、庭に敷石を敷き詰めている家が数件あった事である。臣屋阿部家は庭に稲井石が敷き詰められているが、同様の家が 1 軒確認できた。また、石の敷き詰めではなく、庭を土間コンクリートとしている家も 4～5 軒見受けられた。これは自動車のためではなく、作業場としての利用のためではないかと考えるが、今後の聞き取りにより判断する必要がある。



写-34 臣屋阿部家の庭
(稲井石の敷き詰め)



写-35 石の一部敷き詰めの庭

2.3.3 悉皆調査から判明したことのまとめ

今回の建物の悉皆調査から、仁斗田地区の近代以降の集落についてその全容を大まかにつかむことができた。現在は島へは船着き場側から入るため、集落の全容がつかみにくかったが、仁斗田浜側から地区を見ることで、敷地の高さ(等高線)と建物配置が明確に結びついている事がわかり、狭い範囲ながら南の方角を意識した配置計画となっている。

個別の建物については、主屋では臣屋阿部家主屋と似通った形状の建物が多くあり、離島の特徴とも考えられる生活習慣・風習・生業などが同様で、親戚筋も多いことなどが要因と考えられる。比較的古いと思われる茅葺きの主屋などは、臣屋阿部家主屋とは違った形状であり、建設年代とのかかわりがある可能性が考えられる。また、倉庫・納戸は比較的古いものが多く残っているようであり、曳家や用途変更を繰り返して現在に至っている。

今後、建物内部の調査を行う際には、主屋においては平面形状の類型化や増改築の変遷などを解明し、田代島の特徴がつかめると考える。また、倉庫・納戸、離れなどに関しても同様で、用途の変遷などを明らかにし、島の歴史と建物の成り立ちなどが明らかになる事が期待される。

第3章 文化的建造物群の活用・継承にかかる計画

第1項 計画対象建造物臣屋阿部家の基礎情報の整理

臣屋阿部家は仁戸田地区の大きなタブの木が目印となる高台側に建ち、2020年に主屋と離れ(隠居所)が国登録有形文化財となり、当 NPO の活動拠点でもある。3.1.2 において建築時からの改修履歴と建築年代が明確である事例であり、仁斗田地区にある建物の指標となる事例であることから、以下に基礎情報を整理し、建物の維持管理・その課題などについて整理する。

3.1.1 臣屋阿部家の建築的な基本状況

主屋：種別：住宅

構造及び形式など：木造平屋建、瓦葺、建築面積178㎡

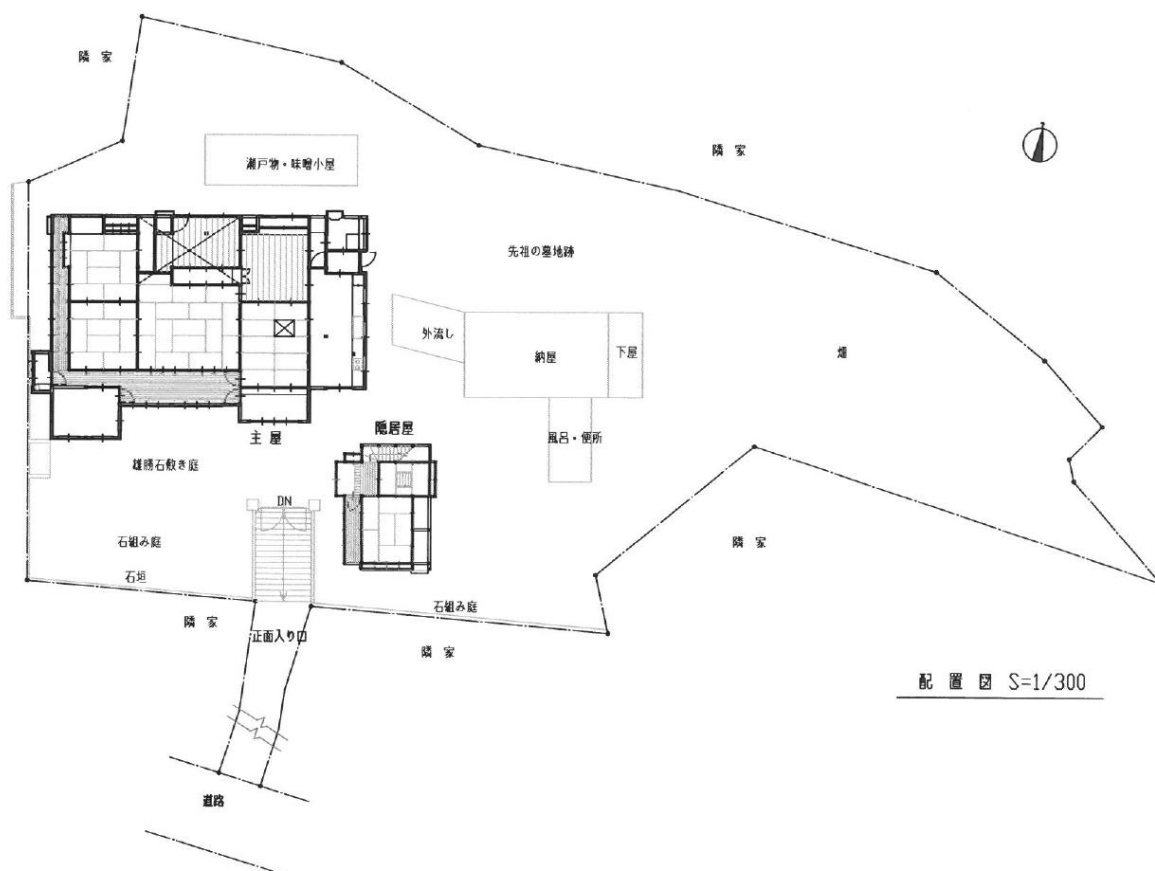
建築年：明治14年(1881)/昭和25年増築

離れ(隠居屋)：

種別：住宅

構造及び形式など：木造2階建、瓦葺、建築面積31㎡

建築年：昭和29年(1954)



建物の特徴(登録文化財申請時所見を抜粋)

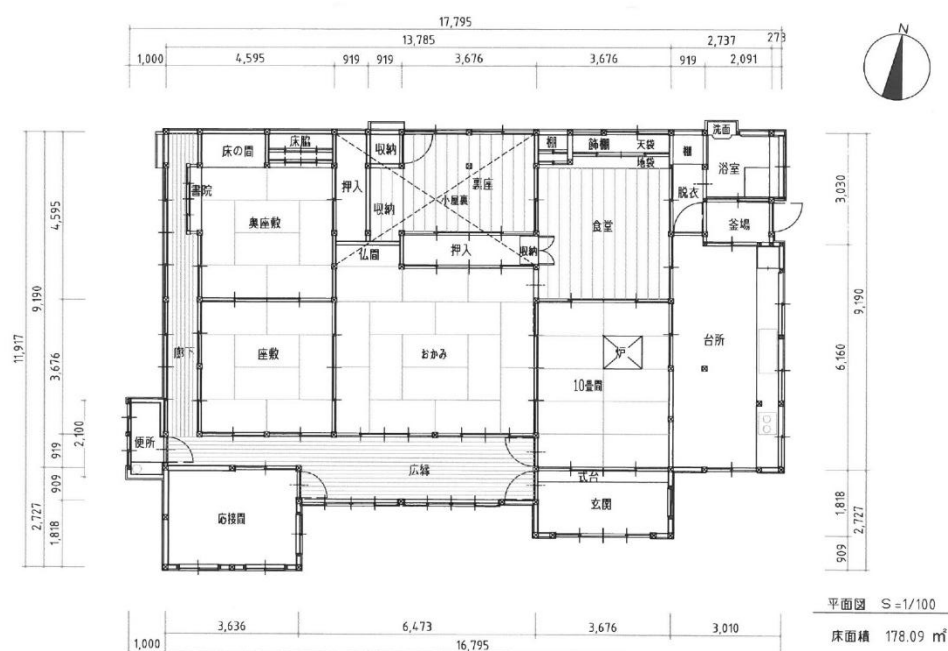
主屋：

規模は桁行8間・梁間5間に、北面に半間の下屋がつき、また、南西に昭和 25 年に増築された 3 坪の洋間、拡張された広縁がある。台所を東に 7 尺ほど広げたのもこの時期と思われる。木造平屋建、入母屋葺瓦葺き、南面のみ出桁造りである。外壁は下屋や腰壁には横板張にペンキが施され、腰壁から上部は白漆喰塗りである。軒は 1 軒、化粧垂木は 1 間 4 つ割りである。瓦は当初は土瓦であったが、洋間が増築された際に赤瓦に葺き替えられた。開口部も主要な部分は近年、アルミサッシュに取り換えた。

平面は南の玄関から北に「元台所」の炉・天窓のある 10 畳間、その西に神棚・仏壇を備えた 15 畳の「おかみ」、8 畳間の「座敷」。その北側に床の間・棚・付書院を備えた 8 畳間の「奥座敷」が続く。主屋の西・南には廊下がつき、それを挟んで南西側に増築された洋室の「応接間」がとりつく。主屋の東側は「ハシリ(台所)」、北側は「裏座」「居間」がある。この「裏座」の部分に小屋裏部屋があり、現在は納戸として使用されている。昭和 25 年までは「おかみ」部分には天井がなく、小屋裏も柿渋を塗った仕上げが施されており、均整のとれた小屋組が残されている。

内部仕上げは「おかみ」「座敷」にはせいが 1 尺の漆塗の樺板鴨居がまわり、また座敷まわりの柱・束・長押も漆塗が施され格式が高い。障子建具も部分的に小障子の取り外しができ、夏障子の葦簀とすることができる。座敷廻りの天井は、いずれも竿縁天井であり、3 部屋ともに天井高さが 3.3m と大変高い。「奥座敷」「座敷」は聚楽壁、それが以外の和室は漆喰塗の壁である。「応接間」は洋風の意匠とし、床をパーケットフロア、板をパネル化した腰壁に上部を色漆喰塗壁、天井はモールディングを施した白漆喰塗としている。古くから外国との行き来をしていた家柄であることが想像できる。

隆盛を誇っていた大正・昭和中期まで、出船・入船の際には「奥座敷」「座敷」「おかみ」「元台所」「広縁」にて、100 名程の膳を並べての宴が催されたという。



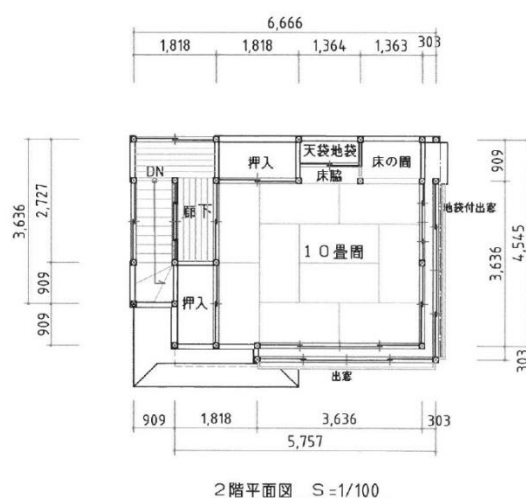
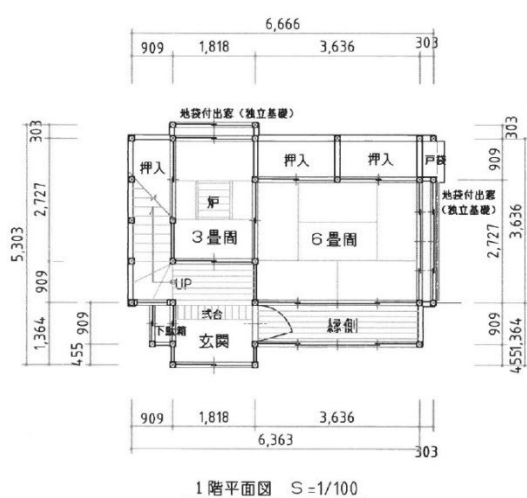
離れ(隠居屋)

木造 2 階建、入母屋棧瓦葺、外壁は上部の漆喰塗の小壁以外は下見板張である。規模は桁行 3.5 間、梁間 2.5 間、北西角に 1.5 尺ほど張り出した玄関の入母屋屋根が取り付く。1・2 階と南・西面に 1 尺ほど張り出した出窓がつき、縦長の立面にアクセントをつけている。屋根瓦は主屋と同様の赤瓦である。

平面は 1 階の玄関を入ると東に前室の 3 畳間、そこを通り 6 畳間に入る。玄関の北側に 2 階への階段があるが、小壁の下端を折り上げ、黒漆喰塗りを施し、階段室に面して木舞窓や竹組を用いた円窓を備えるなど、単調になる細長い壁面を演出している。2 階は床の間・脇棚を備えた 10 畳間 1 室のみである。この部屋の南・西面の出窓から、大西洋を一望でき、隠居となった八兵衛が大漁旗を携えて入港する船団を迎えていたと思われる。

各室とも長押をまわし、和室内部は聚楽塗壁、玄関・廊下・階段は色漆喰塗りとしており、隠居屋とはいっても格式を重要視していた事がうかがえる。建具は 1 階 3 畳間を組み入れ障子、1・2 階の和室は外部面は格子ガラス窓、内部は掃き出し障子は雪見障子、出窓部分は下部にガラスを入れた障子を用いている。1 階の前室と 6 畳間の境にある襖は、中央部に障子を組み込み、この障子も小さいながらも引き違いとなり、通風もしくは内部を覗くことができるような細工がしてある。部屋の使い方を十分に考慮した意匠である。

臣屋阿部家住宅隠居屋が建設された頃から、阿部家は沿岸漁業から沖合、そして遠洋へと進出し、事業を拡大していった時期である。主屋・離れ前面には石巻産の稲井石を敷き詰め、また石庭を作ったのも同時期である。島では手に入らない材料をふんだんに使用し、また隠居屋の 2 階屋が、敷地背面に枝を広げるタブの木と共に仁斗田港や海からも目立つ存在であった事は、想像に難くない。



1階床面積 30.58㎡
2階床面積 30.58㎡
延床面積 61.16㎡



写-36 臣屋阿部家のメインアプローチから
(右手は離れ、中央奥は主屋)



写-37 臣屋阿部家の庭から海を見下ろす



写-38 臣屋阿部家主屋外観



写-39 臣屋阿部家主屋内観



写-40 臣屋阿部家離れ 外観



写-41 臣屋阿部家離れ 内観

3.1.2 臣屋阿部家で行われた改修履歴

臣屋阿部家の主屋及び離れ(隠居屋)で行われた新築時から改修履歴を表にまとめた。

主屋は明治14年(1881)に新築された当初は土瓦であったが、70年後に現在の釉薬瓦に葺き替えられている。昭和25年(1950)には玄関、縁側を半間から1間幅に拡張し、洋間である応接間を増築し、現在の平面形状になっている。建物の維持補修としては、前述の屋根改修の他、外壁塗装を行っている。

年		災害等	建物・外構の増改築履歴			臣屋の生業ほか
西暦	元号		主屋	離れ(隠居所)	外部廻り・外構	
1877	明治10					漁業と旅籠
1881	明治14		新築 (屋根:土瓦、外壁:下見板張り、漆喰塗)			島の定置網の元締め
1896	明治29	大津波				
1909	明治42	仁斗田の大火				大謀網(建網)を自営
1912	大正元年					中古船購入・八興丸。鮮魚運搬船として自営
1916	大正6					巻網・定置網を自営
1933	昭和8	三陸大津波				
1950	昭和25		応接間・広縁・玄関の増築			
1950頃	昭和25		屋根瓦葺替、天井あげ、裏座の改修。ハシリ(台所)の増築			沿岸～沖合～遠洋へと進出はじまる
1954	昭和29		風呂の改修	新築		
1960	昭和35	チリ津波				
1960頃	昭和35		内便所の増築		外構南面崖を石積。庭に石敷	
1961	昭和36					石巻門脇町に事務所併用住宅を新築
1976	昭和51					二百海里規制。
1988	昭和63		外壁の塗り替え(改修)	外壁の塗り替え(改修)		
1998頃	平成10					居住者が石巻市街地へ移転。住居は通いで管理
2004	平成16					住居の管理者が不在となる。
2006	平成18		外部木製建具をサッシに改修			
2011	平成23	東日本大震災				
2014	平成26		障子張り替え、屋根の雨漏対策でブルーシート張り		草取り、庭木の剪定	建築士会による定期的掃除会開始
2015	平成27		障子張り替え、小屋裏調査		草取り、庭木の剪定	
2016	平成28		屋根のブルーシート張替え	大掃除、小屋裏調査、床下の防蟻処理	草取り、庭木の剪定	
2017	平成29		建物実測調査	建物実測調査、床組の蟻害・腐朽箇所の撤去、再度防蟻処理	草取り、庭木の剪定	
2018	平成30			床板の仮復旧		
2019	令和1					臣屋阿部家住宅・離れが国登録文化財
2020	令和2					NPO田代島の文化を伝承する会 発足
2021	令和3	福島沖地震				
2022	令和4	福島沖地震	電気配線・分電盤・照明器具改修、床の一部補修(改修)			
			地震被害改修 縁側瓦屋根・下地改修、玄関軒裏補修、台所ブルーシート張替え			
2024	令和6		台所天井板張、外壁の穴塞ぎ、床の間天井補修、屋根草取り(改修)	外壁の一部補修、戸袋修繕(改修)	樹木(タブ)の伐採、竹の剪定、隣家のツタ切断と片付け	
2025	令和7					

平成16年(2004)に居住者が石巻市街地へ移転したことから、常の管理として度々の見回りを隣地の方に依頼し、適切な管理が行われていた。東日本大震災による被害としては、瓦のずれによる雨漏れ、擁壁のひび割れなどが大きい。

平成26年(2014)以降、建築士会メンバーによる月1回程度のお掃除会が開催され、主屋・離れ(隠居屋)の建物調査を行い、離れ床下の白蟻被害などを確認し、薬剤散布などを行った。表に示した通り、直近10年間に床板一部補修、軒回りの補修、台所の天井補修、電気配線の改修、障子張り替えなど、度々の修理工事を行っている。

3.1.3 臣屋阿部家で近年行った改修工事概要

過去3年間で行われた改修工事では、工費は一般的な場所で行われる単価であったが、以下に示すように運賃や職人の宿泊費など、特別な経費が掛かっている。例えば、屋根改修に必要な足場を運ぶためには、トラックが輸送できる船の便で運び入れなければならないため、昼間に島に運び入れ、荷下ろしのみを行う。そして翌日の朝便で職人が島に入って作業をするなど、制約が多く人件費もかさんでします。道具の運び入れに関しても運賃が別途かかるなど、経費がかさんでしまう。また、天候により期せずして船が運休になった際など、宿泊を余儀なくされるなど、予定外の出費が必要になる事が判った。

●実際に建物改修を行った内容の比較				
1.主に電気の改修工事を行った事例				
工期	令和4年3月4日～5日			
工事内容	分電盤・照明器具交換、離れ電源供給ほか床3.3㎡補強、外壁・土台補修、アルミ門扉丁番取替,台所・納戸内の備品処分			
2.令和4年地震被害改修工事(NPO負担分)				
工期	令和4年7月1日～7月15日			
工事内容	足場、養生、産廃,野地板交換、瓦再取付、谷板金取替,一部軒天化粧板、棹縁交換			
3.令和4年地震被害改修工事(所有者負担分)				
工期	令和4年3月4日～5日			
工事内容	足場、養生、産廃,ずれた瓦葺き直し、軒先広小舞・垂木補修,枝・竹切り、西CB2段撤去、外構改修			
4.上記2・3工事の諸経費実費精算分(所有者負担分)				
No	項目	内容	金額	
運賃	船賃・宿泊経費	トラック運搬	5往復@23,040	490,200
		職人船賃	8人@2,500	
		監理者船賃	5人@2,500	
		現場調査船賃	5人@2,500	
		職人宿泊費	44人@7,500	
5.建物補修及び敷地内木材伐採他整備工事				
工期	令和6年4月10日～6月26日			
工事内容	主屋台所天井ベニヤ張、仏壇天井修繕、離れ玄関袖壁補修、外構植木・竹剪定、竹除草材ほか			
運賃	船賃(鮎川～仁斗田)	職人	9人@1620	22,840
		手荷物	9回@420	
		チェーンソー	2回@560	
		草刈り鎌	2回@560	
		混合油	2回@400	
		ベニヤ板	1回@720	
		木材	1回@720	

第2項 活用・継承にかかる課題把握

3.2.1 建物の維持管理にかかる課題

以下に、建物を維持管理のための修理、利活用のための修理について述べ、その課題について述べる。

①建物の維持管理としての修理

木造建物を長く使い続けるためには定期的な維持管理修理を行う必要があり、日本においてはその歴史が古く、部分修理から大掛かりな修理まで、様々な段階の修理が行われている。修理する箇所や規模、経年劣化等の修理の種類で、以下に分類できる。

- ・応急修理～自然災害や獣害などにより建物に損傷があった箇所の、部分修理
- ・小規模修理～10年から30年程度の間隔で行われる修理で、畳替えや建具の張替えなど、仕上げ部分の使い方によった修理。
- ・中規模修理～約50年毎に行う必要がある修理で、雨がかりをする箇所等の外部にある縁側や腰壁部分、軒先などの修理。自然素材の屋根の場合は、ここに含まれる。
- ・大規模修理～約100年ごとに行う必要がある修理で、屋根替えや、床組・土台など、経年によるいたみが進んだ箇所の修理。また、軸部の歪み直しなどもここに含まれる。

臣屋阿部家主屋も建設後約150年が経過し、前述表から大規模修理にあたる屋根替えは築後70年で行われ、その65年後の東日本大震災による瓦のずれが認められ、その他、外周部の土台の腐れ、軒回りの劣化、75年前の増築である台所部屋根の劣化が顕著になっている。

また、居住者がいた間は(平成10年頃まで)、度々の外壁塗装が施されていたが、その後30年は行われていない。離れ(隠居屋)は、壁面が下見板張りの部分多く、塗装の劣化が激しくなっている。

臣屋阿部家においては、隣家の方による定期的な窓の開閉や見回りが行われ、2014年からは年に7～8回は宮城県建築士会のメンバーによるお掃除が行なわれ、応急的修理も行ってきた。その他、小規模修理になるが、破損した瓦や軒天の一部、電気関係の修理を行い、短期間の使用に耐える状態は維持されている。

しかしながら、前述した通り、築後150年となり、中・大規模修理の時期を迎え、主屋・離れ(隠居屋)ともに、床組の劣化も進み、屋根・外壁ともに修理時期を迎えている。

②建物利活用のための修理

現在、臣屋阿部家での活動は、宿泊するには設備不足があるため日帰りが前提であり、活動時間も6時間程と限定的である。そのため、後述の事業計画提案を実施する際、宿泊ができる設備を中心とした修理・改修が必要となる。

特に若者の参加者を呼び込むためには、水回り(トイレ、台所、洗面)の修理が不可欠と考えており、それに伴った下水処理なども関連してくる。あえて50年前の暮らしを経験する施設と

しての提案もあるが、その場合でも台所機能の充実や、若干の木工事・不用品整理を伴う大掃除程度ですむが、参加者募集に苦心する可能性がある。

③修理費の捻出の課題

令和2年の NPO 設立以後も、NPO で負担した部分もあるが、基本的に修理費用は建物所有者が負担している。しかしながら、差し迫った床組みの修理や近い将来に行わなければならない中・大規模修理について NPO としても費用の蓄財をする必要がある。

現時点で、NPOが活動を行う際の人的な呼びかけは限定的であり、それに伴う会費収入も少額で費用捻出はできていない。この事に関する提案は 3.3.2 で後述する。

臣屋阿部家は国登録文化財であることから、いくつか国の補助事業や、まれにはあるが利活用を前提とした建物修繕むけの企業補助メニューがある。しかし、いずれも 50%以上は費用負担をしなければならないため、大規模修理等の費用負担は大きい。また、国の補助金を申請するためには、その地域における行政側が取り組まなければならない制度があり、当該行政である石巻市の協力が不可欠である。この件に関しては、3章4項で述べる。

3.2.2 近年行われた改修工事から判明した課題

近年、臣屋において行った改修工事から、発注者・監理者側と施工者側から離島ならではの課題を以下に記す。

①発注者・監理者側からの視点

かつては田代島にも建築職人がおり、改修などに対応していた時期もあったが、現在は島外に施工者を依頼するしかない状況であるが、臣屋阿部家の場合は、長年付き合いがある施工者がいるため施工依頼はスムーズであった。しかし、施工者に見積もりを依頼する現場での立ち合い時や、施工途中の打ち合わせなど、島への船の運航にしばられるため、かなりの時間を要した。また、工事中の立ち合いが難しく、施工者に判断をゆだねる部分も多く、施工者との信頼関係が十分に結ばれている事が重要であると認識した。

工事費用に関しては、施工においては一般的な価格であっても、3.1.3 で示したように、資材・道具・車両のすべてにおいて運賃が発生し、また、宿泊費と三食分の食費が必要となる事はかなりの負担になった。

②施工者側からの視点

近年の修理工事を行っている施工者に臣屋阿部家の施工についての聞き取りを行い、離島における施工の難しさを伺った。

i) 工程管理の難しさ

田代島に渡る巡航船は石巻と鮎川から出航する。その内、フェリーの車両航送は事前予約

制であり、夏季2便、冬季1便(土日・休日・お盆が休み)の運航である。日帰り仕事をする場合の滞在時間が一番長い船便は鮎川～田代島～鮎川の便で、およそ8時間である。しかし、仮設材や資材関係を運搬するにあたっては、島についてからの荷下ろしと現場搬入程度の時間しかない状況である。

また、フェリーの運航は当然のことながら天気によって左右され、台風シーズンや冬季の強風時など欠航が多く、職人や運搬の手配などが非常に難しい。

田代島における宿泊先も現在民宿が2軒となり、季節によっては予約がとれにくい。また、天気や作業の変更にも宿の確保が難しい。

ii) 建築資材や仮設材、トラックの運搬の費用

改修工事の際にかかった運搬等の経費は3.1.3で示したが、巡航船に載せるすべてに運賃が課せられ、その費用は工事の大小にかかわらず発生する。特に土木工事などの重機運搬は、フェリーではなく台船で運搬するため、その費用は百万単位となる。

また、フェリーの予約は工程に大きく作用するので、綿密に進めないと人件費がかさんでしまう事もある。

iii) 産業廃棄物の処理

解体材や取替材などの産業廃棄物処理は島内ではできないため、すべて石巻に運ぶ必要がある。かつては解体した古材は各自保管し、大事に造作材や木材(製材)として再利用していた。現在は人口減少とともに再利用の道もなく廃棄物となっている。建物の解体が進まない原因の一つに、この産業廃棄物の処理があると考えられる。

3.2.3 文化的建造物にかかる法制度について

①離島における古民家または、登録有形文化財(建造物)の用途変更にかかる法規制

登録有形文化財(建造物)の用途変更は、文化財保護法に基づく「現状変更届」と建築基準法上の「確認申請」の2つの手続きが必要。

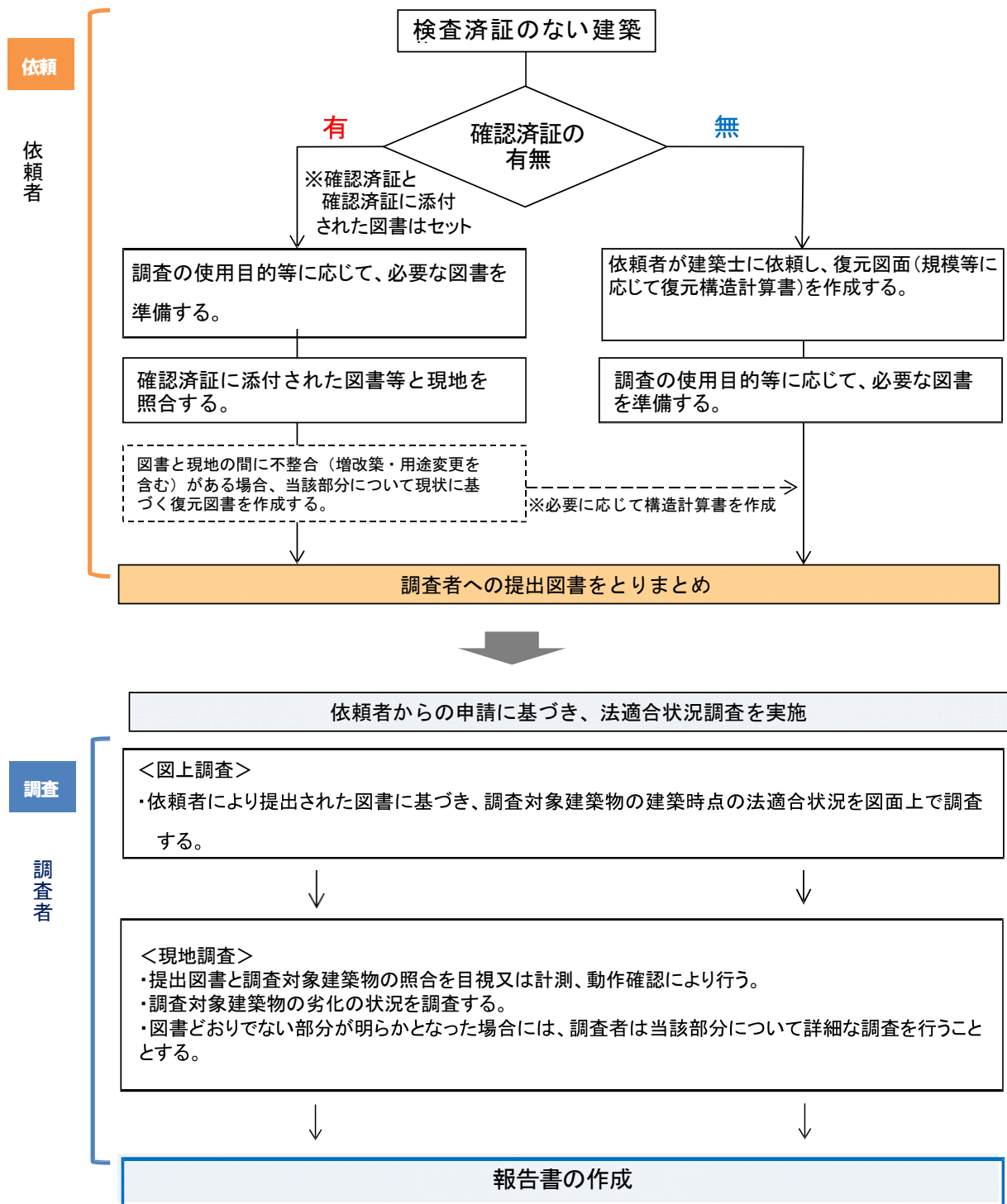
- ・価値を損なわない改修案を事前に文化庁・自治体と相談し、適合性や安全性(避難・耐震)を確保した上で、着工の30日前までに届け出。
- ・多くの場合、都市計画区域外となり、接道義務は無い。
- ・確認申請の手続き:床面積が200㎡を超える場合、用途変更の確認申請が原則必要。200㎡未満であれば、建築確認申請は不要となる。但し、法への適合性は要求される。
- ・古民家は建築当時の建築基準で建てられているため、現行の建築基準に適合していないことが多く、用途変更する場合、原則として現行の建築基準に従って、改修工事を行わなければならない。
- ・一部の文化財や景観指定などの歴史的建造物は建築基準法の規制適用対象とならない既存不適格建築物における「用途変更」の遡及緩和に対応することで、文化的価値を損なうほどの過度な改修を避けることができる。
- ・古民家の用途変更は、床面積200㎡未満への変更や類似用途変更は手続きが簡略化されるが、現行法規への適合(耐震・防火)が求められ、「既存不適格建築物」の扱いが重要で、完了検査済証の有無が影響する。
- ・自治体:建築指導課、都市計画課、保健所などに事前相談し、地域の規制や必要な手続きを確認する必要がある。
- ・消防法への適合も必要となる。用途・面積・収容人数で、消防設備の設置や防火管理者の選任義務が変わる。
- ・既存の建物がある敷地で増改築や用途変更に伴う確認申請には、「既存建築物の部分为建设時の建築基準法令に適合していることを確認する」必要がある。
- ・その際、既存建築物に「検査済証」がないと「既存不適格建築物」であるのか、「違反建築物」であるのかの判断が難しい。
- ・建築基準法第86条の7に基づく緩和適用を受けて、用途変更をする為のルート。
建築士が法改正により現行基準に適合しなくなった既存建築物が建築時に適法であったことを証明し、現況の適合状況を記載する「既存不適格調書」を作成する。その際、2014(H26)年に策定された「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づく「コンプライアンス調査」=「ガイドライン調査」を受けることも考えられる。

②ガイドライン調査の流れ

法適合状況調査の流れは、原則として依頼者が調査者に調査依頼の際に提出する依頼書や図書に基づき、調査者が法適合状況について図上調査をした後に、当該図書と現地の照合をす

ることで法適合状況を調査する。

法適合状況調査の流れ（フロー図）



➡ 報告書は、既存建築物の増築等について法第 86 条の 7 の規定の適用を受ける場合に

準備する既存不適格調書に添付する資料の一部として活用することも可能

- ・登録文化財等の歴史的建造物は現行の建築基準法に完全に適合していなくても、安全性に対する代替措置(防災措置)を講じることを前提に、用途変更が認められやすくなっている。
 - ・具体的な安全性の代替措置としては、歴史的な景観を損なう耐火・防火改修を避けるため、防火性について、自動火災報知設備やスプリンクラーの設置など。又、避難安全性について、避難経路の確保、手すりの設置など、文化財の価値を損なわない範囲での安全性確保が認められることがある。
 - ・手続きと相談先は所管行政庁。200 m²未満で確認申請が不要な場合でも、建物は消防法や建築基準法に適合している必要があるため、自治体の建築指導課や消防署への事前相談が推奨される。
 - ・文化庁の指導・助言を受ける。文化庁長官は、登録文化財保存活用計画に基づき、活用に関する指導や助言を行う体制をとっている。
- ・登録有形文化財の耐震改修は、文化庁の「登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助」を活用し、その歴史的価値を保存しつつ、地震に対する安全性を向上させる取り組み。耐震診断、計画策定、工事に至るまで専門的な設計が必要で、補助金申請や税制優遇措置が利用できる場合がある。登録有形文化財の保存活用計画に基づき、耐震対策や設備整備を行う場合に、文化庁などの事業費補助を受けられる可能性がある。「現地調査」→「耐震診断」→「改修計画の作成」→「設計・見積もり」→「工事」の順に進める。特に歴史的な外観や構造を損なわない専門的な耐震設計が重要。文化庁の「重要文化財(建造物)耐震診断指針」などが基準となる。
- ・石巻市において、汲み取り式トイレの建物をそのままの状態で行う場合、浄化槽法や関係法令に基づく手続きや制限が発生する可能性がある。特に、用途変更によって「人槽(処理対象人数)」や「排出される汚水の質」が大きく変わる場合、浄化槽の設置や転換を指導される可能性がある。「汲み取りのまま」で用途変更できるかどうかは、「排水量が大幅に増えないか」「新しい用途で汚水処理が必須でないか」により異なる。汲み取りのまま用途変更ができるか、あるいは合併処理浄化槽への変更が必須となるか、石巻市下水道課に具体的な物件の住所と新しい用途を伝えて確認する必要がある。

用途変更時の問い合わせ先

石巻市役所 建設部 建築指導課(指定行政庁)

登録文化財の具体的な物件ごとの規制や手続きについては、文化庁や宮城県の「登録有形文化財(建造物)の手引」および市の開発担当部署へ事前に相談することが推奨される。

3.2.4 臣屋阿部家における課題を踏まえた文化的建造物群の維持継承上の対応の方向性

以上、臣屋阿部家における活用・継承にかかる課題を述べてきたが、いずれの課題も田代島における文化的建築物群にも共通と考える。

臣屋阿部家の場合は、近隣の島民による見守りと NPO の活動拠点として定期的に人の出入りがあり、積極的な修理には至らないものの、簡易的な方法での修理が行われている。また、居住者はいないものの、建物所有者が年に数回の渡航はあるとのこと、庭の草刈りなどの手入れが行われており建物の維持状況は良好であった。しかしながら居住者がいるものの、使用しなくなった付属屋などまで手入れが進まずにいる状況もあった。かつては大家族で暮らしており、複数の建物管理は容易であったと思われるが、居住者も高齢になり、維持管理が難しいことは想像に難くない。また、建物の手入れを依頼する施工者の不足も課題であり、仮設や運搬にかかる費用、施工時の諸経費が膨大であるなど、共通課題が多い。

これらの課題検討を踏まえ、田代島における文化的建築物群の維持継承に向けた課題とその対応の方向性について、以下のように整理する。

まず、人口減少下の離島における文化的建築物の日常の維持管理や、施工にあたっての工程管理、さらに資材のストック・共有については、単体の建築物で考えた場合には大きな負担となるが、数軒もしくは地区単位の建築物群として取り組むことで、負担の分散もしくは軽減につながるとともに、面的な波及効果を期待することができる。

また、改修等にあたっての費用についても同様に、個別のイベント等の取り組みで捻出するには限界があることから、地区全体の取り組みや、あるいは入島税などの島全体の取り組みを通して捻出するとともに、ふるさと納税やファンドの創設といった行政の支援を経て費用捻出することも考えられる。

さらに、利活用のための改修方策や各種法制度への対応については、それらが円滑に進むよう技術的なサポートが必要となることもあることから、行政の支援や支援組織（地域に根差した支援組織）の設置が望まれる。

あわせて、離島ならではの工事費や資材運搬費等の増額については、群として取り組むことでの負担軽減も期待できるが、一方で、費用面の支援は不可欠であり、この点においても、行政や支援組織によるファンド創設等による助成や補助金拠出といった支援が望まれる。

他方、これらを実現するためには、支援対象とする建造物群を明確にする必要もある。そのための継承計画であるが、継承計画策定自体にも支援が必要であり、地域に根差した支援組織、もしくは、たとえば支援認定団体（文化庁が認定する支援団体（たとえば当 NPO など））を設置して対応することも考えられる。

今後は、たとえば伝統的建造物群保存地区のように、文化的建造物群継承地区を設定して、地区内の文化的建造物に対しては柔軟に支援の手が差し伸べられるなど、文化的建造物のハードルをできるだけ下げて、継承の輪が広がるような制度設計も期待される。

こうした取り組みは、他の法制度（景観法や歴まち法等々）と連携して、総合的に取り組む必要があり、行政が取り組むべき課題でもある。

第3項 事業計画提案

今回の悉皆調査と検討を通し、明らかになった課題は

- ・建物の維持管理の課題～維持管理としての修理、利活用のための修理、費用の捻出
- ・改修工事から見えた課題～発注者・監理者側から、施工者側から

である。それに対する解決の方向性、そして具体的な取り組みの提案は

3.3.1 NPO の拠点である臣屋阿部家での提案

3.3.2 田代島仁斗田地区における提案

3.3.3 田代島で現段階では難しいが他地域で取り組める可能性がある提案

として、二つの課題に対して各々3つに分けてまとめる。

3.3.1 臣屋阿部家における事業計画提案

課題① 建物の維持管理

臣屋阿部家では、現時点では定期的な見守りと掃除を続けているが、今後の維持管理と利活用を継続するためには、新たな人手と修理費用の捻出が課題である。それに対して、以下の具体的な取り組みを提案する。

i) お掃除と島ごはんプロジェクト

NPO で定期的に行ってきたお掃除と労働後の島ごはんの提供を、会員以外にも広げて募集をして行うプロジェクトとする。

これまでも、会員が友人知人を連れて参加することはあり、参加者からは登録文化財の臣屋阿部家主屋で、ゆったり過ごす島の時間はとても好評であった。部屋内の清掃の他、庭の草取りや庭木の手入れ等進んで参加されており、離島という特別な体験を楽しんでいると感じている。

そこで「お掃除と島ごはんプロジェクト」を提案する。お掃除の場合は臣屋阿部家とするが、軌道に乗った時点で対象を広げてもいい。また、島ごはんは季節ごとに島の特産を使ったものを準備する。

参加対象者は、当初は会員が呼びかける範囲とし、徐々に NPO のホームページや、SNS で呼びかけを行い、参加費を徴収したプロジェクトとする。

課題② 費用の捻出

今後の改修費用の捻出の一助として交流人口を増やし、臣屋阿部家のファンを広げるための具体的な取り組みを提案する。

i) 田代島建築案内プロジェクト

2024年度に NPO で作成した「田代島の写真集」の資料集めを行っていた際、仙台市内の大学生6名に島の歴史を伝えながら主に宗教建築を中心に島歩きを行ったところ、若い世代にも興味を持って参加してもらった。

今回の悉皆調査を経て仁斗田集落の隅々まで歩いた経験をもとに、建築に興味を持つ人と歩くコースを作り、島の歴史や文化をNPOで収集している古写真と対比させつつ島歩きをし、休憩地を臣屋阿部家主屋としたプロジェクトを提案する。

参加対象者はNPOホームページやSNSで呼びかけ、参加費を徴収する。

ii) 臣屋阿部家主屋を使ったギャラリー＆お茶のみスペース

週末限定だが、NPOメンバーが島で活動を行う際、島を訪れる人々を臣屋阿部家に招き入れ、NPOで収集している島の古写真の展示を見てもらいながら、お茶等をふるまう。お茶代は、臣屋阿部家のメンテナンス基金として設置する募金箱に入れてもらう。

課題③ 建物の維持管理での施工面における課題

離島における施工の難しさは前述した通りで、施工者の見つけにくさ・仮設材を含む運搬費などの諸経費が高額・工程管理の難しさ・産業廃棄物の処理について様々な課題がある。それに対し、現段階でその全ての解決策は見当たらないが、当NPOでの建築専門スキルを活用した具体的な取り組みを提案する。

i) 大工や施工者の紹介と仲介

臣屋阿部家で行った改修工事で挙げた課題でもあるが、各戸ごとで施工者を依頼することが大変困難である。今回行った悉皆調査から改修工事が必要と考えられる建物を抽出し、所有者に改修の意思があるかどうかを聞き取る。そして改修工事を希望する数件をまとめ、施工者に依頼することにより、価格等の面でメリットが得られると考える。

NPOのメンバーは建築の専門的な知識があることから、その仲介を行う事が可能であり、その際に若干の手数料を報酬として得て、島での活動に活用する。

ii) 仮設材の共有

前述の臣屋阿部家での改修工事での課題の一つである運搬費であるが、外部足場などの仮設材を先行投資として買い取り、島にストックする提案である。出資者は今後改修工事を行う予定の建物所有者や、施工を行う予定の工務店などに声をかけ、白浜近辺にある倉庫を提供してもらい置場とする。使用方法に関しては使用規定を作成し、運営管理を行う。

iii) 古材の再利用促進のためのストックヤードを設ける

離島では容易に建築資材が手に入らないため、昔から古材の再利用が活発に行われていたようである。その文化を再起させ、古材の再利用促進のためのストックヤードを設けることを提案する。古材とは、解体や改修などで使用しなくなった建築資材であり、ここでは主に木材や建具、瓦とする。

しかし、ただ古材を運び込むだけでは再利用しにくいいため、部材寸法や員数、状態などがわかり

やすく紙ベース、もしくは写真データで一括管理できるシステムと共にストックしなければならない。瓦なども、欠けや割れがひどいものは受け入れず、形状や色などが分類され、枚数を確認した状態でストックする。

また、使用する場合には、分量に応じた金額を支払うこととし、倉庫の家賃や運営費用をまかなうものとする。この際も、使用規定を明確にし、施工を行う会社などに協力を求め、持続可能なシステムを検討して運営する。

3.3.2 田代島仁斗田地区内の建物での事業提案

悉皆調査をもとに、臣屋阿部家以外の建物を対象とした課題と、それに対する解決の方向性、そして具体的な取り組みの提案についてまとめる。

課題① 建物の維持管理

島内には多くの居住者がいない建物や、居住者がいても使用されていない建物が多く、維持管理が困難な状況にある。それらの建物についての課題解決の具体的な取り組みを提案する。

i) 島民の寄り合い所と、島の歴史伝承の場作り

NPO を立ち上げたかかわりが臣屋阿部家であったことから、活動の拠点は臣屋阿部家でのみ行ってきたが、年配の島民の方にとって高台にある臣屋阿部家は訪問しにくく、NPO のメンバーとのかかわりは、島出身の理事長に限られている。しかし、島の歴史や魅力を知るには、島民の方とのつながりはとても興味深く重要であると考ええる。

そのような事から、高齢の島民の方々でも比較的立ち寄りやすい場所を、新たな NPO の活動拠点の一つに加え、「寄り合い所」として歴史伝承の場とするプロジェクトを提案する。寄り合い所では、日々の暮らしの事を語り、その中から田代島の文化、歴史、生業、そして建築文化など聞き取りを行っていく。

悉皆調査で得られた情報から候補となる家を何件か取り上げる。一般的には家賃が発生するが、金銭としてのやり取りではなく、労働や専門的な知識を対価とする方法を提案し、了承を得られる家主を探す方法とする。その人的に供給する行為は以下である。

- ・定期的な掃除
- ・定期的な建物点検
- ・簡単な維持補修(古材を使用する範囲での修繕程度)
- ・修繕が必要な場合、簡単な設計と概算費用の算出

なお、光熱費などは NPO が支払うものとする。

この寄り合い場は、島民はもとより、島の歴史などに興味をもって訪れた人にも開放し、島の営みの話を直に聞く交流の場となる事も想定している。

ii)短期滞在および移住体験の場

上記の寄り合い所が軌道に乗った時点で、短期滞在の宿泊場としても検討していく。その際は、施設利用料として徴収し、建物の維持管理費用とする。

また、急な悪天候による帰宅困難者などの退避場所としても提供できるように施設整備を行っていく。

課題② 費用の捻出

主に利活用のための活動費や改修費用の捻出の一助としての具体的な取り組みを提案する。

i)田代島の海産物の加工お手伝いプロジェクト

田代島の周辺海域でとれる海産物は大変おいしいと評判であり、NPOメンバーも実感している。特にヒジキやふのりは格別である。現状では島民の多くは自家用として加工するため、ヒジキやふのりを売ることにはしていない。また、その加工にとっても手間がかかることから、島民の多くは収穫そのものをやめてしまっている。

海藻の収穫は漁業権があるため外部の人間がたずさわることはできないが、収穫場からの運搬や加工のお手伝いをするのは可能であり、田代島の味覚の面での魅力を知ってもらう「海産物の加工お手伝いプロジェクト」を提案する。NPOの活動を理解していただいている島民の方に協力をいただき、場所や道具も提供を依頼し、労働力だけを提供する。

参加者からは参加費を徴収し、出来上がった加工品を後日返礼する。参加者募集は、上記のプロジェクトと同様。

ii)田代島での収穫体験プロジェクト

田代島内で収穫できるものには、山菜、タケノコ、椿の実がある。土地の所有者が不在の場所も多いため、あらかじめ了解を得、収穫時に参加者を募った体験プロジェクトを提案する。山菜やタケノコ採取の場合は、てんぶら等の試食体験も行う。

椿に関しては、かつて田代島では盛んに椿の実を採取し、それをまとめて油を搾り、食用や化粧品として使用していた。その再現を試み、将来的にNPOの収入とできるかを模索する。

3.3.3 田代島で現段階では難しいが、他地域で取り組める可能性がある提案

田代島においては現段階では具体化することは難しいが、田代島同様の地域において、建物の維持管理や文化の継承において、群として捉える事でメリットが生まれる可能性がある仕組みなどについて提案する。

課題① 建物の維持管理のための費用の捻出

今後の改修費用の捻出の一助として交流人口を増やし、島のファンを広げるための具体的な取り組みを提案する。

i) 島を「ハコモノ」(エコミュージアム)ととらえ、住民以外からは入島料を徴収

以下の観点で考えた場合、島を「ハコモノ」(エコミュージアム)として考える事ができる。

- ・博物館 … 建物や島の産業、歴史等々の展示
- ・動植物園 … 島特有の植物観察や海の生き物観察、山菜の採取など
- ・島一周散策 … 景色や島のいわれのある場所を見て歩く
- ・伝統芸能(祭り) … 島外の人も楽しんで訪れるイベントとして、島と市内で開催

このような体験が一か所でできるという離島ならではの特徴を生かし、ルート設定や道普請を行い、ガイドツアーなどを企画することで入島料を聴取し、島の維持管理に役立てる提案である。

ii) まちづくりファンドの仕組みを取り入れる

東京都で行なわれている東京都選定歴史的建造物の維持や利活用のために用いられている「東京歴史まちづくりファンド」は、都民や企業による寄付金をもとに毎年2～3 件の歴史的建造物の保存修理工事に対して補助金を出している。その選定や審査などは、東京都防災・建築まちづくりセンターが担い、補助を受けた建物は地域の文化遺産としての役割を高めている。

このような仕組みを、離島での連携事業として取り組んではどうか。離島振興にあたっては全国離島振興協議会という組織があり、全国 141 の市町村が関係しており、相互の連絡提携や協力をし、離島の開発促進、島民の生活・福祉の向上を図る事を目的としている。離島の中にある歴史的建造物を対象としたファンドの立ち上げを提案する。

課題② 建築文化の継承

島の建築文化を継承するためには、「モノ」として遺す(今回のような地域にある建物の悉皆調査により検討を進める方法など)ほか、「記憶」として遺す場合の2つがあると考えている。提案を以下にまとめる。

i) 「モノ」として遺す:ヘリテージマネージャーと連携し、建物を遺す

ヘリテージマネージャーは「地域に眠る歴史的文化遺産を発見し、保存し、活用し、まちづくりに活かす能力を持った人材」と定義された個人であるが、地域によっては、チームとして活動しているところもある。チームの中には、設計者だけではなく、施工者も存在する。その仕事仲間には、「畳・表具・左官」などの職人もおり、資金調達や、改修計画、利活用の検討もすることができる。また、その告知のための体験イベントなどの開催も可能である。

登録有形文化財は個人の所有が多く、また非公開のことが多いと思われるが、地域として守ることを考えれば、登録有形文化財側も単体ではなく、チームとして一部公開などを前提として、複数棟の複数年改修計画を立て、資金調達することも考えられる。

ii) 「記憶」として遺す

建物として遺していく事が出来ないという状況になった場合、別のものに置き換えて遺す、ある

いはイベント等を行い「記憶」として遺す提案を行う。

a)古写真の収集による継承

写真に遺された記憶は、時代や行事が主となっており、建物の多くはその背景としての記憶であるが、「文化の継承」のためには十分に威力を発揮している。その「記憶」を「記録」として収集し、ファイリングすることを提案する。

b)「記憶の中の住まい」による継承

「記憶の中の住まい」とは、解体されたり、災害により無くなってしまった記憶の中にしかない建築の思い出を、かつての住み手や使い手から聞き取りをし、建築士による間取り図やくらしの様子を書込み、アルバムの一ページとして作成するプロジェクトである。まさに建築文化の継承である。

※「記憶の中の住まいプロジェクト」は、東日本大震災から二年後に東京を中心に活動している「女性建築技術者の会」から「失った住まいの思い出を間取り図に再現し、被災された方にお渡ししたい」との協力依頼があり、(一社)宮城県建築士会女性部会が引継ぎ、取り組んでいる活動

<http://www.kenchikushi.or.jp/?p=4736>

c)「おくりいえ」:建物終いを前提とした期限付き活動

「おくりいえ」とは、建物を解体することを前提に、清掃後、「上棟式」ならぬ「棟下げ式」を行う事をいう。その場合、このイベントを広く告知し、参加者を募って行うという積極的な活動である。このことにより、解体する建物の所有者以外にも記憶に残るという建築文化の伝承である。

参考事例として HP を紹介するが、備品の譲渡など様々なイベントが行なわれている。中には新たな住まい手が見つかったこともあるようだ。

なお、建物終いを前提とした活動とするのであれば、下記は行いたい。

- ・家の履歴書の作成
- ・図面(配置・平・立・断面図)の作成
- ・室内備品(建具、欄間、ガラス、書院等)の記録

また、モノとして継承のためには、下記の確認も重要である。

- ・古材ストック用の部材
- ・家具、陶器、建具等の譲渡

*参考事例

おくりいえプロジェクト つなぎ隊 <https://okuriie.jp>

第4章 田代島から考えた建築文化の継承について

第1項 継承すべき建築文化

前章まで田代島仁斗田地区について具体的に述べてきたが、ここで改めて離島における継承すべき建築文化についてまとめる。

① 暮らしと建物

各地の離島においては限られたエリアという絶対的な条件の他、本土との位置関係、隣の島との関係性などが暮らし方に影響をあたえ、それが建物にも特徴が現れる。

- ・海、潮流、土地の起伏との関係性
- ・生業による建物の使われ方（海の見え方、船員・家族皆との大漁の祝宴、玄関と諸室の位置）
- ・気候による建物の特徴（雨戸、植栽、風向きによる建物の位置）
- ・祭り、神事に関わる建物

② 島の歴史と建物

島で発展した産業や自然災害による港の変遷や、道路の付け替え等による建物の特徴づけができる。

- ・災害による浜の変化、敷地・道路の変遷
- ・産業の変化に伴う港の使われ方の変化

③ 島特有の建物

島特有の人間関係（親戚筋が多い）等の条件や、生活習慣、そして流行などといった本土ではあまり見られない似通った建物が多くみられる。

- ・住居から倉庫への用途変更や曳家（敷地条件や、安易に解体できない事など）
- ・島で使われているデザインの共通性

外部：木製建具（ガラスの割）、持ち送り、手摺（高欄）、昭和のガラス模様

室内：間取り、欄間、釘隠しなど建築金物、クロス柄

④ 島全体の様々な文化

建物を取りまくあらゆるものが、その存在理由やデザイン性につながって見えてくると考えられる。それは景観や行事を知る事で建物の特徴を知ること、継承していく事につながると考える。

- ・景観：そこにしかないもの（棚田・まちなみ・浜・こみち・産業・寺社の風景・海の見える場所など）
- ・行事：そこ以外でも継承できるかもしれないもの（祭り・踊り・料理・正月や盆のしきたりなど）

第2項 これまでのNPO活動で得られた知見からの提案

NPO 発足前からの活動を通し、田代島の文化的価値に触れ、より深く知ることができる提案を以下に示す。

4.2.1 散策ルートの提案

田代島は三陸復興国立公園内に位置し、30を超える浜のひとつひとつに名前があるように、特徴のある岩や松、そして波が織りなす美しい海岸に囲まれている。しかしながら、現在、島への訪問者の多くは、インターネットで得られる情報をもとに、巡航船発着所から島の中央部へ散策することがメインとなっており、そのルート上には、島の素晴らしい景観である海岸線に親しむことはなく、離島の中央部の林を散策していることになる。

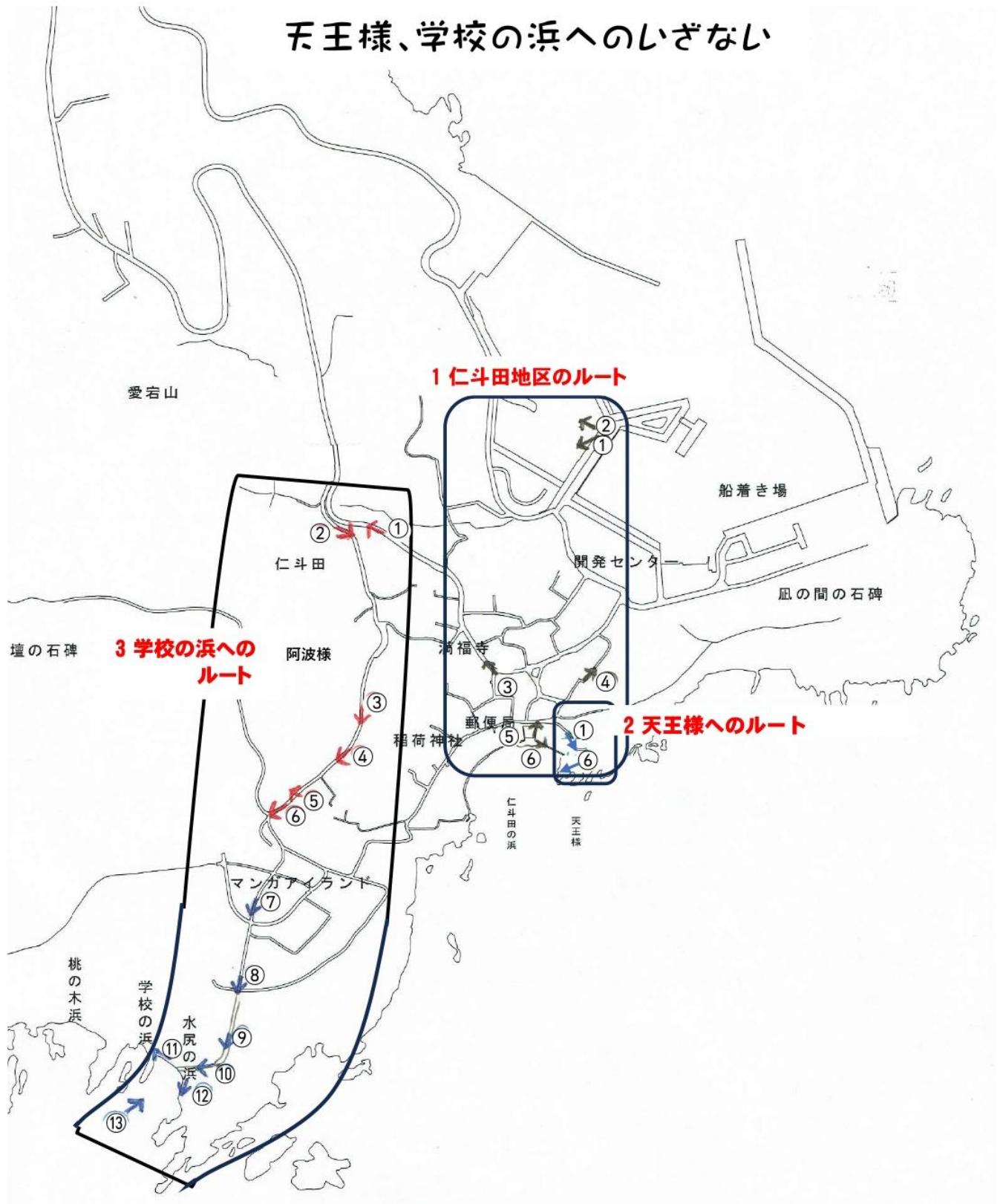
田代島は「みちのく潮風トレイル」のルートにも選定されているが、どれほどの方が来られているのかは不明で、船着場にそれを示す看板はなく、道筋に時々看板がある程度であり、散策ルートの整備もどのような状態か不明である。

しかし、田代島に10年間通っているNPOメンバーでも、島全体の道を把握することはできておらず、島民の減少とともに浜への道は草で覆われ、道が確保されていない場所も多く、慣れない訪問者にとっては危険を伴う可能性がある場所も多い。

そこで、このような状況を踏まえ、また今回の悉皆調査を反映させた、散策ルートを提案する。一つは訪問者の多くが歩く仁斗田地区の散策ルート、二つ目は仁斗田の浜そばの神社とその場から太平洋の眺望を望めるルート、そして、三つ目は田代島の魅力である海岸線の風景が堪能でき、安全なルートが確保できる可能性がある学校の浜へのルートである。各々のルートの紹介を簡単なルートマップを作成して紹介する。このルートマップは、後述する「情報発信」にも述べる。

たしろじま 散策まっぷ

天王様、学校の浜へのいざない



① 仁斗田地区の散策ルート

仁斗田地区の散策は、白浜から仁斗田浜に抜ける道や、起伏のある路地など歩いて楽しめるルートが沢山あり、歴史的な背景と共に想像しながらの散策は訪問者にとっても興味を持ってもらえると考え提案する。

② 天王様への散策ルート

天王様とは、仁斗田地区の南に位置する仁斗田の浜の東側高台の地名である。小道を上り詰めると目の前に網地島・無人島の砥面島が見える。高台には 6 柱の氏神様が祀られており、それぞれにいわれや祭りごとがある。

かつて、大漁旗をなびかせ白浜を出航した漁船は、風の間をかわし天王様前を通り漁場へと南下し、島民は浜から浜へと駆け回り、仁斗田の浜で水平線に船が見えなくなるまで見送っていた。そのような光景を思い浮かべながら太平洋を望んでもらいたい。

③ 「学校の浜」への散策ルート

「学校の浜」とは、かつて田代島に小・中学校があった時代、生徒たちが磯の岩場に海藻の種付けを行い、そのお礼として島(民)より与えられた浜の呼名である。学校の浜で収穫し、販売して得たお金は、学校教材の購入費となる。

場所はマンガアイランドから南に徒歩で7～8分程度下るルートで、道が比較的平坦であるため、島の訪問者にとっても行きやすい場所である。道の草刈りなどを誰が行っているかは定かではないが、マンガアイランドの地続きであることから、マンガアイランドの管理範囲とすることは可能ではないかと思われる。この件については、4. 4項で追記する。

現時点で「学校の浜」行きの看板はないが、マンガアイランドを目印として2～3か所に矢印を伴う看板を設置することで、行きつくことは可能である。

ルートマップを参照されたい。

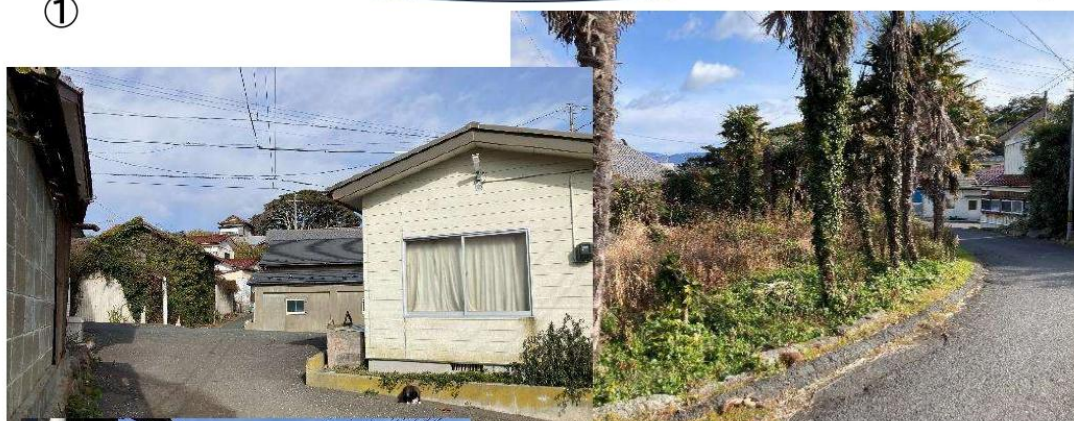
1 仁斗田地区のルート



ぽけっとビーチ

①

②



③



⑤



④



⑥

2 天王様へのルート



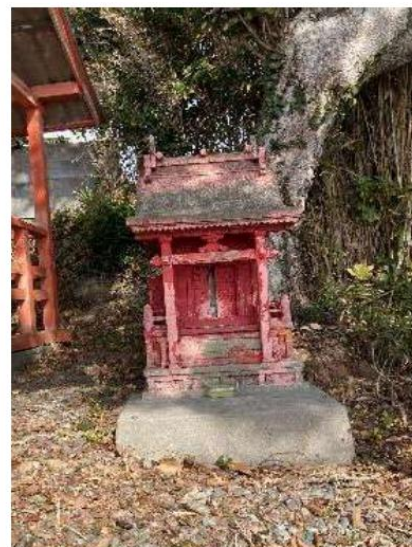
① 天王様へのこみち



牛頭天王宮（疫病退治の神様）



金毘羅山大権現（海の神様） 八大龍王（水神様）



お稲荷さん（主に農業の神様）



西宮大神宮（福の神様）古峯大神宮（火伏の神様）



⑥ 天王様から横限を望む

ろ 学校の浜へのルート



①



②



③



⑤



④



⑥

3 学校の浜への散策ルート



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬

4.2.2 ボランティア活動の発展

田代島への訪問者は、当然のことながら巡航船の運航時間に左右され、帰りの便までの2～6時間を島内で過ごすことになる。近年、食堂や休憩所はできたものの、滞在時間の多くは島内を散策することになる。

上記の臣屋阿部家における活動提案や、散策ルートの提案などが実現した場合は滞在の選択に幅ができるが、それに加え、簡単なボランティア活動への参加は、単なる訪問にとどまらない体験につながると考え、プランを二つほど提案する。

① 道のお掃除ボランティア

田代島には多くの猫がおり、そのフン害は島民や旅行者にとっても好ましいものではない。しかし、旅行者の多くは猫を目的に来ることから、その多くは猫好きと考えられるため、道の掃除ボランティア作業の提案をする。

道を美しくすることにより、訪問者にとっても快適な散策ができるという事を伝え、「道のお掃除ボランティア」のポスターを巡航船などに掲示し、周知をはかる。そして島内 2 か所の船着き場近辺にほうきとちり取り、ゴミ袋を設置し各自自由に使用してもらうように促す。拾ったゴミ類は、島民や行政との話し合いの後ゴミ箱を設置して回収する。

② 海岸のごみ拾いボランティア

4.2.1 で提案した「学校の浜への散策ルート」を検討した際、悉皆調査後の調査メンバーで学校の浜のごみ拾いを行った。学校の浜へは太平洋からのごみが漂着し、主にプラスチック類のごみが多くみられたが、8 名で 30 分程度のごみ拾いを行い、その後、改修したごみを白浜のごみ回収ステーションに運び、作業終了となった。美しい浜の写真を撮影することが目的であったが、大勢で行うごみ拾いの作業は充実感があり、楽しい体験でもあった。

このことから、NPOでごみ拾いを行う際、島への訪問者に船着き場で声掛けを行い、学校の浜への案内を行いながら海岸でのごみ拾いボランティア活動への参加を呼び掛ける。浜への移動の間、NPOメンバーと訪問者との間で交わされるコミュニケーションで、田代島の歴史や文化について話すことから、訪問者に田代島の理解が深まると考える。



写-42 学校の浜でのごみ拾いボランティア

4.2.3 情報発信

現在、インターネット上で田代島の情報発信を行っているのは、石巻市のサイトや網地島ラインの他、個人的な案内をあげている方が若干数である。また、田代島の案内図は、石巻市のサイトに紹介されている島に移住された方が個人的に作った島内全域の散策マップのみで、情報の更新がなされておらず、島の全域を範囲としており情報量が少ない。

インターネットで情報検索が一般的になった今、島の正確な情報の他、歴史や見どころ・島の文化を知ってもらい、島を深く理解してもらうためには、ホームページやそれを発展させた情報カードのようなものが必要と考える。

① ホームページ

石巻市のホームページ上の「市政情報・離島振興」にある「田代島の紹介」には、島の概要と東日本大震災の復旧状況、島へのアクセス、観光場所の案内のほか、5分程度の案内動画で島の観光案内を行っている。

また、当NPO法人でもホームページは開設しており、臣屋阿部家の建築概要や島の景観写真、仁斗田地区のドローン撮影動画、NPOの活動報告などを掲載している。しかしながら更新がなかなか進んでいない状況で、島に初めて訪れる方などに必要な具体的な案内には欠けている。

当NPOは定期的に田代島を訪れ、島の歴史や生活・風習などの聞き取りを行い、古写真の収集なども行っており、これらの情報を個人情報に配慮しつつ、石巻市へ情報を提供するなどし、石巻市のホームページの充実を図ることは、島の訪問者にとって有益であり、しかも興味深く情報を得る方法ではないかと思われる。

② 新しい田代島の地図の作成

1.2「図一2 田代島の全体地図」、2.1.1「田代島仁斗田地区全体地図」、2.3.1「田代島仁斗田地区紹介図」、及び 4.2.1 で紹介した散策ルート等、今回作成した紹介図のデータをもとに、建物紹介や島の歴史を盛り込んだ案内図の作成を提案する。

③ 島のいいところ案内カード

②で提案した地図に加え、素晴らしい景観の浜や、高台からの眺望の場所、歴史的な背景を知る場所、言い伝えられた昔話がある場所などを選び、一つの場所に対して一枚の案内カードを作成する。この方式は各地で取り入れられ道の駅などで配布されており、興味を持ったカードだけを手に取ることができる。そして、カードが増えることもあるが、もしその場がなくなった場合はそのカードを削除することができ、案内図の全体を更新する必要はない。

このようなカードを作成し船着き場や待合所に置き、訪問した方の案内役となる事を提案する。

第3項 必要な支援策の提案～行政に求める事

これまで、田代島の文化を継承するための提案を述べてきたが、その提案を可能にするためには、NPO や島民の努力だけではかなわない部分が多く、行政の支援及び連携が必須である。それは、金銭的なものは当然ながら、人的なネットワークや行政でしか取り組めない事も多々あり、それを以下にまとめる。

4.3.1 島の景観や建物の維持管理に関して

島の景観や建物を維持管理していくにあたり、3.3.2④「建物の維持管理における改修工事の促進プロジェクト」や、4.2.1「散策ルートの提案」などにおいて、行政に求める事は以下である。

① 古材の再利用促進のためのストックヤードの提供

今後、島民の減少が続き建物の解体が加速する可能性は高いものの、島の魅力を求めた移住者や訪問客が増えた場合、建物の改修を積極的に行う可能性がある。その場合、解体した際に再利用が可能な部材をストックし、利活用に用いる提案を 3.3.2④で行った。そのストックヤードとなる場所についての家賃を古材の使用代金でまかなう提案をしているが、キックオフから使用代金が見合う金額になるまでの間、行政に場所の提供を支援してほしい。

また、島民に対してのストックヤードについての周知や、使用規定の作成支援も行してほしい。

② 提案した散策ルートの保守点検

4.2.1で行った三つの散策ルートのうち仁斗田地区と天王様の二つのルートは、舗装された道と島民で保守が行われている。もう一つの学校の浜ルートは、夏季には草で道が覆われている事もあったが、今回の調査時には道が確保されていた。道の普請(草刈りなど)を誰が行ったかは不明である。学校の浜ルートはマンガアイランドを経由する道であることから、夏の草が生い茂る時期でも、ぜひこのルートの確保を行政にお願いしたい。

また、田代島の中でも島の南西に位置する海岸の「三ツ石」は仁斗田港から徒歩1時間程度の風光明媚な場所であり、かつては島民の方々が散策に訪れる場所であった。その場所にある観音堂は、「今こそ伝えたい 海ノ民話アニメーション」(一般社団法人日本昔ばなし協会 日本財団海と日本プロジェクトの助成)にも選ばれ、「海から上がった観音様」として民話を紹介されている。現時点で三ツ石へのルートが安全に訪れる事ができるか確認はできていないが、島の周回道路から近い場所でもあり、行政には保守点検をお願いしたい。

③ ごみ収集の協力

4.2.2での提案はお掃除・ごみ拾いボランティアである。この取り組みを行う場合、ほうき・ちり取り・トングなどの備品の他、ごみ袋が必要となる。そしてごみ収集に関しては、離島開発センター側に島民の方が利用しているごみ収集所があるが、その他、訪問客がボランティアに参加してくれるケースを考えて、大泊港と仁斗田港の側にごみ収集所を設置し、その収集についても行政に

協力をしていただきたい。

4.3.2 情報の周知・広報に関して

4.2.3 情報発信の提案は、情報についてはNPOや島に関心をもつ人から収集したものをベースとし、行政がとりまとめをし、発信する場所の提供や情報ツールの作成の支援をしてほしい。

2026年1月8日の地元紙・河北新報の投稿欄に寄せられた留学生の投稿に、「(前略)観光の形を見直すことも一案ではないかと思えます。例えば、土地の歴史の資料コーナーを設けたら、訪れた人が島の過去と現在を理解する助けになるでしょう。(後略)」と記している。島の文化を継承する方法として、船着き場の待合コーナーや離島センターのエントランスホールの一角に、島の文化や歴史を紹介するコーナーを設置し、島の魅力を発信する一助になると考える。

これまで、あまり情報発信がない中でも多くの観光客が足を運ぶ状況だが、散策マップを片手に歴史的背景に触れつつ島を歩き、資料コーナーで歴史を学ぶ事により、田代島の文化に対してより深い興味と理解が進むと考える。

4.3.3 様々な検討への参画

現時点で具体的な提案ができない事項がいくつかあり、今後、法的な規制や事業費、取り組み方法など様々な検討を行い、前述の提案と共に実現化していきたいと考えている。そのためには、行政にもこれらの検討への定期的な参画をお願いしたい。

以下に今後検討を行いたい事項を記す。

- ・島の歴史や文化、建築についての資料収集、及び研究・発表
- ・既往研究書の発刊
- ・島の文化財である県史跡仁斗田貝塚、国登録文化財臣屋阿部家などを紹介する、文化財ウィークの参加

行政への政策提言

本業務を通じて、離島における建造物群の建築文化の継承には、個別建築物の保存修理や活用提案にとどまらず、地域に残る建物群の把握、暮らしや生業との関係の把握、活用に伴う安全性の確保や担い手の形成、さらに地域内外の関係者をつなぐ体制づくりを含む、総合的な取組に向けた計画の必要性が明らかとなった。

特に、悉皆調査により田代島の仁斗田集落全体の建物の現況や配置の特徴、建物類型、破損状況との関係性を初めて示すことができた。また、登録文化財臣屋阿部家の維持管理や、活用可能性を具体的に検討したことで、個別建物の課題がそのまま地区全体に共通する課題であることが明らかとなった。

これらの課題に対応するには、建築や文化財に関する知識だけでなく、法制度、資金調達、所有者支援、情報発信、ボランティアや来訪者の受入れなど、多様な視点と継続的な実践が必要であり、意志ある個人や小規模な NPO 法人の活動だけでは叶わない難しさも明らかになった。

離島における建築文化の継承は、条件が大変不利である地域における文化の持続の問題であると同時に、人口減少社会の中で全国各地が直面する地域文化継承の先行課題でもある。本業務で得られた知見は、田代島に限らず、今後の建築文化振興施策全体を考える上でも有効な示唆を含むものと考えられる。

このため、行政においては、こうしたモデル計画の成果を個別事例として終わらせることなく、継承計画を支える制度的基盤の整備へとつなげていくことが望まれる。

やはり離島における建築文化の継承は、当 NPO 法人のような各地域の個別団体のみに委ねるには限界がある。地域において継承計画を構想し、実際に動かしていくためには、その過程を支え、技術的・制度的・人的な面から伴走する支援機能が不可欠である。したがって、今後は、文化財のみならず、建築文化の継承計画の策定と実行を支える建築文化の振興に関する中核的な支援組織の整備が求められるのではないかと考えられる。

次に、今回の継承計画の策定のように、建物群、路地、浜、神社、景観、記憶、生活文化などを含めて一体的に把握し、地域ごとに何を継承すべきかを整理する作業が必要と考える。しかしながら、本業務で行ったような作業を、地域住民や所有者のみで担うことは極めて困難である。よって、今後は、各地域で継承計画を策定する際に、調査方法の提示、価値の整理、計画の立案、関係者調整などを具体的な事例と方法を示すとともに、それを支援する地域的な支援組織の整備が望まれる。

今回、本業務を通じて建物の清掃、聞き取り、古写真の収集、簡易補修、散策ルートの設定、地域資源を生かした体験づくりなど、継承活動に有効な手法を提案したが、こうした実践は個別地域の経験として埋もれやすく、他地域に十分共有されにくい。今後は、継承計画づくりやその実施の中で得られた知見を、建築文化の振興に関する中核組織及び地域的な支援組織が蓄積し、参照可能な形で整理・共有できる仕組みを持つことが望まれる。

さらに、実際の継承活動には、所有者、地域団体、NPO、建築士、ヘリテージマネージャー、研究者、学生など、様々な人や団体の連携が求められる。しかし現状では、どの地域にどのような団体や支援人材が存在するのか、どこに相談すべきか分からないことが多い。また、地域に根ざした繋がりが強い場合が多く、外部との連携が困難である場合も考えられる。そのため、信頼される公的機関が係わり、継承に関わる団体や人材を把握・整理し、地域と支援者をつなぐ仕組みの存在が重要である。

一方、建物を活用しようとする際には、文化財的価値の保存だけでなく、建築基準法や消防法への対応が不可欠となる。とりわけ離島や過疎地域では、これらに関する専門的助言を得る機会が限られており、地域や所有者にとって大きな負担となっている。建築文化の継承をより実効性あるものとするには、価値付けだけでなく、建築的な安全性確保を両立させる観点から助言できる人材やその仲介組織の存在がより重要であると考えられる。

離島における建築文化の継承は、人口減少社会における地域文化継承の先行課題である。本業務で得られた知見を個別事例で終わらせず、継承計画を支える制度的基盤の整備へとつなげることが、行政に求められる。上記の提言を踏まえた施策の具体化が望まれる。

まとめ

以上、田代島仁斗田地区の調査とこれまでのNPOで行ってきた取り組みをもとに、「建築文化の継承」について検討と提案を行った。今回調査に参加したNPOメンバーの中で1名のみが田代島出身者で、それ以外は島外出身者である。しかし、これまで10年近く島で NPO にて活動をしており、島外メンバーとしても「田代島の事はよく知っている」と考えていたが、まだまだメンバーが訪れた事がない大変魅力的な場所が多々あることに大変驚かされた。

今回、田代島の一部ではあるが、仁斗田地区の建築悉皆調査を行うために隅々まで歩き、これまで漠然と見ていた建物や景観を深く理解できたことは今回の取り組みの中で一番の収穫であった。今後、これまでのNPO活動の一つである「島民からの聞き取り」をする際、島の話をこれまで以上に深く理解できると確信している。

当NPO法人は、臣屋阿部家の維持保存をきっかけに発足したが、今回の事業を通し、田代島の景観や建築の見方が大きく変わったように、このような我々の活動がまさに建築文化の継承ではないかと考える。今後の活動において、これまで以上に行政との連携を図り、取り組んでいきたい。

例言

1. 本報告書は令和7年8月から令和8年3月にかけて、宮城県石巻市田代浜字仁斗田地区を対象とした調査報告書である。
2. 建造物群悉皆調査は特定非営利活動法人田代島の文化を伝承する会のメンバーと、宮城県建築士会ヘリテージマネージャー有志、日本大学理工学部まちづくり工学科阿部研究室、東北工業大学ライフデザイン学科大沼研究室により行われた。
 - 1) 特定非営利活動法人田代島の文化を伝承する会
遠藤陽子、清本多恵子、小林淑子、高橋直子、星ひとみ、大塚恵美子(元NPO会員)
 - 2) 宮城県建築士会
菊地美由紀、古賀真澄、西條由紀子、佐藤克彦、田代ふじみ、三浦稔、菊地正志
 - 3) 日本大学理工学部まちづくり工学科阿部研究室
中山大輔
 - 4) 東北工業大学ライフデザイン学科大沼研究室
平塚拓海
 - 5) 台湾逢甲大学
高橋紗英子
3. 最後に今回の建物調査及び報告書の作成にあたり、田代島島民の皆様と田代島出身者の皆様には様々な情報提供やご支援をいただきました。ここに御礼を申し上げます。また、お忙しい中ご指導くださいました日本大学理工学部まちづくり工学科阿部貴弘教授、その他関係各方面の方々に心より御礼申し上げます。

特定非営利活動法人 田代島の文化を伝承する会（事務局一同）